

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	第2 業務運営の効率化に関する事項 1 一般管理費等の節減		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231、2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
研究開発業務								
一般管理費 [千円]	毎年度平均で 対前年度比3%の抑制	756,480	733,786	710,453	688,273			
目標値 [千円] ※			733,786	711,772	690,419	669,706	649,615	
業務経費 [千円]	毎年度平均で 対前年度比1%の抑制	1,666,373	1,516,029	1,389,511	1,316,351			*R3～R5 合計 実績額 4,221,891 目標値 4,899,801
目標値 [千円] ※			1,649,709	1,633,212	1,616,880	1,600,711	1,584,704	
評価指標2に係るもの								
水源林造成業務等								
一般管理費 [千円]	毎年度平均で 対前年度比3%の抑制	234,298	225,454	220,289	213,456			
目標値 [千円] ※			227,269	220,450	213,838	207,422	201,199	
評価指標3に係るもの								
森林保険業務								
一般管理費 [千円]	毎年度平均で 対前年度比3%の抑制	60,238	47,537	50,033	41,900			
目標値 [千円] ※			58,431	56,678	54,978	53,328	51,728	

※ 基準値に対して毎年度対前年度比3%又は1%の抑制を行っていく場合の目標値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。	研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行う。
水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。	水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行う。
森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。	森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響すること

		を踏まえ、支出に当たっては、物品調達の必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行う。	
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価指標	
<評価の視点１> ・業務の見直し・効率化を進め、研究開発業務に支障を来すことなく一般管理費、業務経費の節減に努めているか。		(評価指標１) ・一般管理費節減状況、業務経費節減状況	
<評価の視点２> ・水源林造成業務及び特定中山間保全整備事業等に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。		(評価指標２) ・水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費節減状況	
<評価の視点３> ・森林保険業務に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。		(評価指標３) ・一般管理費節減状況	
年度計画	法人の業務実績等・自己評価		
	業務実績	自己評価	
第２ 業務運営の効率化に関する事項 １ 一般管理費等の節減 研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）及び業務経費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達の必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討する	<主要な業務実績> 研究開発業務（評価指標１） 運営費交付金を充当して行う事業（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）の一般管理費節減、業務経費節減については、共同調達、業務用車の削減や冷暖房時間短縮などの省エネ対策等による経費の節減に継続して取り組むとともに、新たに恒温室等 24 時間稼働設備の更なる集約化等による省エネ対策や施設保守点検等の固定経費についても内容見直しを図った。 この結果、毎年度対前年度比３％又は１％の抑制を行っていく場合の目標値（一般管理費 690,419 千円・業務経費は繰越可能なため R３～R５合計 4,899,801 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％又は１％の節減を達成した。		
	水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた業務（評価指標２） 一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。 この結果、毎年度対前年度比３％の抑制を行っていく場合の目標値（213,838 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％の節減を達成した。		
	森林保険業務（評価指標３） 一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。 この結果、毎年度対前年度比３％の抑制を行っていく場合の目標値（54,978 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％の節減を達成した。		
	評定	B	
	<評定と根拠> 一般管理費及び業務経費について、事務経費の節減、更なる省エネ対策、予算の適正な管理を行う等により、前年度に引き続き節減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。 一般管理費について、事務経費の節減、予算の適正な管理を行う等により、前年度に引き続き節減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。 一般管理費について、事務経費の節減、予算の適正な管理を行う等により、前年度に引き続き節減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。		

ことなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。		以上を総合的に勘案し、第2-1に係る自己評価は「B」とする。 <課題と対応> 引き続き機構における円滑な業務運営を確保しつつ、必要な経費の節減を図る。
主務大臣による評価	評価	B
<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。		
4. その他参考情報		
特になし。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	第2 業務運営の効率化に関する事項 2 調達合理化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑪、⑲ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231、2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252

2. 主要な経年データ							
指標等	達成目標	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報)
評価指標2に係るもの							
契約監視委員会の開催 [回]	2	2	2	2			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標		中長期計画		
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。		「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。		
主な評価軸（評価の視点）、指標等				
評価の視点		評価指標		
・ 毎年度策定する「調達等合理化計画」を踏まえ、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を確実に実施しているか。 ・ 契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進しているか。		1 各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標 2 契約監視委員会を年 2 回以上適時行っていること。		
年度計画	法人の業務実績等・自己評価			
	業務実績		自己評価	
第 2 業務運営の効率化に関する事項 2 調達の合理化	＜主要な業務実績＞ (評価指標) 1 各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標 (1) 令和 5 年度の調達等合理化計画の策定 調達等合理化委員会を開催して、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を策定した。 (2) 調達等合理化計画に基づいて重点的に取り組む分野における調達の改善 ア 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から令和 5 年度においても引き続き①～③の取組を行うことで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。 ① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。 【調達手続きの簡素化と納期の短縮】 単価契約の対象品目の見直しを行い、通常の物品調達の場合と比較して、1 ヶ月半から 1 ヶ月程度の納期に短縮することにより、調達手続の簡素化を図った。 ② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。 【調達手続きに要する事務量の節減】 農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）及び国際農林水産業研究センター		評定	B
			＜評定と根拠＞ 調達等合理化計画を策定し、これに基づき重点的に取り組む分野における調達の改善として、以下を実施した（評価指標 1）。 ・ 単価契約、共同調達、一括調達、複数年契約等の取組を継続的に行うことにより、公正性・透明性を確保し、合理的な調達と事務の軽減を図った。 ・ 共同調達、一括調達については、推進を図るべく、会議等において周知検討を行った。 ・ ワークフローシステム等を利用することにより、決裁時間を短縮し、より効率的に業務を行う環境を整えた。	

(JIRCAS)との共同調達を引き続き実施するとともに、支所等においても地域農業研究センター等と共同調達を実施するなど、調達手続に要する事務の軽減を図った。 ・共同調達件数：66件(令和4年度51件) ③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。 【調達手続きに要する事務量の節減】 施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等を複数年契約に移行することにより、調達手続に要する事務の軽減を図った。 ・複数年契約：93件(令和4年度92件) また、ワークフローシステム等の簡易決裁を利用し、調達事務の効率化を図ったことにより、以下の案件について決裁時間の短縮を図ることができた。 ・臨時検査員発令簿、指名停止一覧、英文校閲(業者指定)の発注 イ 一者応札・応募の改善 一者応札・応募の改善を図るため、令和5年度においても、以下の取組を行うことにより、競争性の確保等に努めた。 ① 入札審査委員会による事前審査の実施 【審査件数】 入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。 ・入札審査委員会による審査件数：研究開発業務100回155件(令和4年度102回175件)、水源林造成業務等49回101件(令和4年度53回106件)、森林保険業務2回2件(令和4年度1回1件) ② 調達見通しを作成し掲載時期を早めてウェブサイトで公表 【公表件数】 調達の見通し一覧を作成してウェブサイトで公表する取組について、公表時期を早めて実施した。 ・ウェブサイトでの公表件数：研究開発業務122件(令和4年度137件)、水源林造成業務等101件(令和4年度111件)、森林保険業務3件(令和4年度1件)の発注見通しをウェブサイトで公表した。 ・見積合わせについても、ウェブサイトで公表する取組を継続して実施した。 ③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施と結果の分析 【アンケート実施件数】 入札説明書受領者へのアンケートにより、仕様書における競争性確保のための条件等について分析し、仕様書における機器の性能範囲などについて可能な範囲で緩和するとともに、入札参加資格等級を拡大するなど次回の同種案件への参考とした。 ・アンケート実施件数：一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を聴き取り等により調査を行った。研究開発業務58件(令和4年度66件)、水源林造成業務等15件(令和4年度12件)、森林保険業務0件(令和4年度0件) ④ 入札に参加しやすい環境を作るため、ウェブサイトから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの実施、及び契約履行における参考資料の閲覧 【仕様書等のアップロード件数及びダウンロード件数】 令和5年度も引き続きウェブサイト上から仕様書をダウンロードできる仕組みを実施し、入札に参加しやすい環境作りに努めた。また、応札資料の送付について、電子メールでの依頼にも対応した。 ・仕様書等アップロード実施件数：研究開発業務156件(令和4年度156件)、水源林造成業務等81件(令和4年度72件)、森林保険業務4件(令和4年度1件) ・仕様書等のダウンロード件数：研究開発業務9,659件(令和4年度7,373件)、水源林造成業務等1,523件(令和4年度1,412件)、森林保険業務602件(令和4年度83件)	・一者応札の改善については、入札審査委員会における仕様書内容の審査、調達見通し一覧のウェブサイトへの公表時期の早期化、ウェブサイトからの仕様書のダウンロードを可能とする仕組みを継続して行うとともに、電子メールによる応札資料の送付依頼にも対応し、応札者が応札しやすい環境を整えることに努力した。 ・入札説明書受領者へのアンケートの結果に基づき、物品購入においては、仕様書における機器の規格について可能な範囲で緩和するとともに、入札参加資格の緩和や、十分な契約準備期間の確保などの対応によって入札を阻害する要因を減らすことを継続して実施し、応札しやすい条件の提示の把握に努めた。
---	---

⑤ 仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様作成に努めるよう職員へ周知

【仕様書の作成】

仕様書作成過程において、職員に対し、打合せ等により業務内容を明確に記載するとともに、仕様書の書きぶりを揃えること、規格等を必要最低限の内容で作成するなどにより周知した。

・仕様書作成の過程において、必要最低限の仕様となるよう事前の打合せを行い、仕様書の統一化を図るよう努力した。

ウ 特例随意契約の導入

【特例随意契約による調達手続きの検討】

研究開発用物品等における新たな随意契約方式である特例随意契約（公開見積競争、随意契約上限額引き上げ）の導入に向け、事前に他法人の状況を調査するとともに検討を行い、契約監視委員会（令和5年12月19日開催）において事前承認（包括的承認）を受け、特例随意契約を行うこととする方法等の準備を行った。

・特例随意契約の導入にあたり、他法人の導入状況を参考に規程類の見直しやマニュアルの整備を行い、導入に向けた検討を関係各課と行った。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底を図るため、引き続き以下の取組を行った。

ア 検収の徹底

【監査室による点検実績等】

検収体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は全て検収担当職員が検収を行い、検査調書（又は検査関係書類）を作成した。検収の徹底状況について内部監査を実施した。また、検収方法について、次年度からの変更に向けて規程改正や手続き方法の見直しを行うとともに、その内容を職員に周知した。

以下により、検収方法の徹底、研究費の不正使用の防止に向けた取組の徹底を図った（評価指標1）。

・検収担当職員が全ての検収を行うとともに、納品から支払まで迅速に行った。
・内部監査により検収方法の徹底状況や物品の使用状況について、適切に実施していることを確認した。
・検収方法の見直しの検討を行い、規程改正と次年度からの実施に向け周知した。

イ 研究費執行マニュアルの改定等

【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】

「研究費の使用に関するハンドブック」を改定した（令和5年4月1日及び令和5年10月1日改定）。

また、以下について、最新の状況を踏まえ注意点の追加等の改定を行い、不正防止に関する教育研修及び事務説明会を開催（令和5年6月27日、参加者1,054名）するとともに、eラーニングシステムを活用して意識の向上を図った。

なお、5月以降の採用者等について研修を随時実施し、令和5年度も全役職員を対象に実施した。

- ・公的研究費等の不正防止に向けて（令和5年6月改定）
- ・公的研究費の事務手引き（令和5年5月30日改定）
- ・科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（令和5年6月30日改定）
- ・「農林水産研究委託事業」に係る事務手引きについて（令和3年1月版）
- ・「生研支援センター委託事業」に係る事務手引きについて（令和4年7月版）

・研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを改定するとともに調達担当職員及び研究員に対する研修を実施した。

ウ コンプライアンス・ハンドブックの改定等

【コンプライアンス・ハンドブックの改定等】

「コンプライアンス・ハンドブック」を改定し（令和5年4月版）、新規採用者研修において「コンプライアンス・ハンドブック」をテキストとして講義を実施し、職員に周知した。

また、発注事務的確な実施にあたり入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解を深めるため、発注事務を担当する役職員（非常勤職員を含む）を対象に「発注者綱紀保持に関する研修」（令和5年11月14日、参加者519名）を実施した。

・研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うために「コンプライアンス・ハンドブック」を改定し、職員（非常勤職員を含む）に周知し意識の向上を図った。

また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。	エ 随意契約審査委員会による点検 【随意契約審査委員会による事前点検実績等】 随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によりことができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 2 契約監視委員会を年2回以上適時行っていること 外部有識者を含む契約監視委員会を2回開催し、調達等合理化計画の策定案、随意契約及び一者応札・応募案件の状況について審査を行い、透明性、公平性が確保されていることを確認した。 契約監視委員会：2回開催（第1回 令和5年5月29日、第2回 令和5年12月19日）	・審査を実施するにあたり、随意契約理由や競争による契約の可否について事前に点検を行い、委員会で審査を行うことで適切に契約を行うことができた。 契約監視委員会による審査により調達におけるガバナンスを徹底した（評価指標2）。 なお、一者応札については、上記1-（2）イのような取組を行い改善の可能性の把握に努めた。 以上を総合的に勘案し、第2-2に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。	
主務大臣による評価		評定	B
＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。			
4. その他参考情報			
特になし。			

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第2-3	第2 業務運営の効率化に関する事項 3 業務の電子化							
当該項目の重要度、困難度				関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231、2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252			
2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
事務手続の電子化状況	—	—	電子決裁を含めた文書管理システムを導入	財務会計システムの更新に着手	水源林造成業務に係る事務処理のシステム化を推進			
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標					中長期計画			
国内外で新たなデジタル技術を活用した変革(デジタルトランスフォーメーション)が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応する。このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。					国内外で新たなデジタル技術を活用した変革(デジタルトランスフォーメーション)が進んでいることを踏まえ、電子決裁を含めた文書管理システムの本格的導入や水源林造成業務に係る各種手続のオンライン化、森林保険業務に係るタブレット端末向けの損害調査システムの実用化等により、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応する。これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。			
主な評価軸(評価の視点)、指標等								
評価の視点					評価指標			
・電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図っているか。 ・電子化による労働環境の改善及び利便性の向上に努めているか。					1 事務手続の電子化状況 2 テレワーク等の多様な勤務形態の実施状況			
年度計画		法人の業務実績等・自己評価						
		業務実績					自己評価	
第2 業務運営の効率化に関する事項 3 業務の電子化		<主要な業務実績> (評価指標) 1 事務手続の電子化状況 電子化による業務の効率化を推進するために以下の取組を行った。 ・イントラネットの活用による情報交換の効率化・ペーパーレス化 ・ウェブ開催と資料の電子化による会議のペーパーレス化 ・グループウェアのワークフロー機能(ウェブ上で承認等手続きができるシステム)の活用による申請等の電子化 【研究開発業務】 現行の人事給与システムを更新するにあたり、現システムの課題を検討し、必要なシステムの要件定義など、広範な視点から検討する必要があることから、所内に検討チームを設置し検討を開始した。 ・現システムの問題点の洗い出し(複雑な非常勤職員給与計算業務の簡素化)。 ・新システムに付与したい機能(クラウド化)の検討。					評価 評価 評価	
新たなデジタル技術を活用した変革(デジタルトランスフォーメーション)の導入例を参照し、水源林造成業務に係る事務処理でのシステム化の推進、森林保険業務に係る UAV によるリモートセンシング技術の活用手法の開発等、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。							<評価と根拠> 機構全体として、各種会議等のペーパーレス化を推進するなど、業務の電子化に取り組んだ(評価指標1)。 現状の問題点や改善点等の整理、業務の効率化を図るため、次期人事給与システム要件定義の策定について取組を開始した。(評価指標1)。	

また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。 さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。 これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。	【水源林造成業務】 造林木の収穫販売業務において、契約関係書類の作成や販売実績の集計等に係る業務の一部についてシステム化を実施し、事務処理の正確性・効率性の向上が図られた。 【森林保険業務】 損害調査の効率化や、調査データの電子化を促進するため、UAV による損害調査データの収集と分析を進め、画像データのロスを減らす撮影条件についてのデータを整理した。 研究開発業務の基幹ネットワークにおいて、機器老朽化による故障リスク回避、厳格に管理された接続及び無線 LAN アクセスポイントによるセキュリティ向上を目的として、ネットワーク更新作業を開始した。 研究情報科が機構のPMO（Portfolio Management Office）として情報資産管理、ドメイン管理、情報システムに係る文書管理を行ったほか、非常時対応に備えた。	水源林造成業務に係る事務処理のシステム化を推進し、電子化による効率的な業務の推進に取り組んだ（評価指標1）。 森林保険業務において、UAV による損害調査データの収集と分析を進めた（評価指標1）。																			
	2 テレワーク等の多様な勤務形態の実施状況 ・ワークライフ・マネジメント（働きながら仕事と私生活の時間管理）を推進するため、家庭と業務を両立する手段として、在宅勤務制度を活用している。今年度は子育てや介護を抱える職員のみならず、業務の効率化や状況に合わせて一般職員にも適用範囲を拡大した。通勤時間がなくなることで、余暇時間を増やし、業務の効率化を図りながら個人の都合にある程度配慮した働き方を可能としたことは、全ての職員に対して働きやすい職場環境の提供となっている。 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行したことを受けて、感染症拡大防止のための在宅勤務は終了したが、今回適用範囲を拡大し、在宅勤務を多くの職員が活用できる環境を整備したことにより、新たな感染症や自然災害が発生した折の業務運営継続の基盤強化につながった。在宅勤務実施者数は288人（令和4年度：366人）となった。 <table><tr><td colspan="4">令和5年度の在宅勤務の実施状況</td></tr><tr><td></td><td>(実施者数)</td><td>(職員数)</td><td>(実施者率)</td></tr><tr><td>研究開発業務</td><td>222人(221人)</td><td>777人(788人)</td><td>28.6%(28.0%)</td></tr><tr><td>水源林造成業務</td><td>60人(114人)</td><td>390人(381人)</td><td>15.4%(29.9%)</td></tr><tr><td>森林保険業務</td><td>6人(31人)</td><td>36人(35人)</td><td>16.7%(88.6%)</td></tr></table> ※ 職員数：期末の在宅勤務規程適用対象職員（常勤職員、森林総研特別研究員、事業専門員、契約職員） ※ （ ）書きは、令和4年度の数値である。	令和5年度の在宅勤務の実施状況					(実施者数)	(職員数)	(実施者率)	研究開発業務	222人(221人)	777人(788人)	28.6%(28.0%)	水源林造成業務	60人(114人)	390人(381人)	15.4%(29.9%)	森林保険業務	6人(31人)	36人(35人)	16.7%(88.6%)
令和5年度の在宅勤務の実施状況																					
	(実施者数)	(職員数)	(実施者率)																		
研究開発業務	222人(221人)	777人(788人)	28.6%(28.0%)																		
水源林造成業務	60人(114人)	390人(381人)	15.4%(29.9%)																		
森林保険業務	6人(31人)	36人(35人)	16.7%(88.6%)																		
		以上を総合的に勘案し、第2－3に係る自己評価は「B」とする。 <課題と対応>																			

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

		事務手続きの電子化を更に推進するとともに、多様な柔軟な労働環境を確保するため、制度や周辺機器の整備を進める。
主務大臣による評価	評価	B
<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
第3-1		第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発業務												
当該項目の重要度、困難度							関連する政策評価・行政事業レビュー			政策評価書：事前分析表農林水産省5-① 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231				

2. 主要な経年データ														
指標等	達成 目標	基準値 (※1)		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		(参考情 報) 当該 年度まで の累積値 等、必要 な情報
評価指標 3 に係るもの														
外部研究資金の実績（〔件〕、〔百万円〕）※2			件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	
総計 内訳		191	1,407	209	1,261	229	1,480	234	1,584					
	政府受託	10	343	9	407	13	536	11	340					
	その他の受託研究	30	559	25	330	26	339	25	675					
	助成研究	10	13	10	15	6	10	16	18					
	科学研究費助成事業	131	365	154	392	163	452	166	452					
	研究開発補助金	10	127	11	117	21	144	16	99					
政府受託の実績（〔件〕、〔百万円〕）			件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	
総計 内訳		10	343	9	407	13	536	11	340					
	林野庁	2	51	2	50	4	66	3	61					
	農林水産技術会議	7	274	6	337	7	430	7	258					
	環境省	1	19	1	20	2	39	1	20					
	食料産業局	0	0	0	0	0	0	0	0					
競争的資金等への応募件数と新規採択件数〔件〕※3			応募 新規採択	応募 新規採択	応募 新規採択	応募 新規採択	応募 新規採択	応募 新規採択	応募 新規採択	応募 新規採択	応募 新規採択	応募 新規採択	応募 新規採択	
総数 内訳		204	47	222	59	206	60	241	51					
	科学研究費助成事業	183	42	195	53	184	51	220	48					
	研究活動スタート支援	2	1	8	4	8	4	6	2					
	科学技術振興機構（JST）	5	1	3	1	4	0	5	0					
	環境研究総合推進費	4	2	11	0	7	1	7	1					
	地球環境保全等試験研究費	1	0	1	0	1	0	1	0					
	イノベーション創出強化研究推進事業	9	1	9	1	9	4	2	0					
評価指標 4 に係るもの														
特許料、入場料等の自己収入実績〔百万円〕			収入実績	収入実績	収入実績	収入実績	収入実績	収入実績	収入実績	収入実績	収入実績	収入実績	収入実績	
総計 内訳		—	29	—	35	—	41	—	41	—		—		
	依頼出張経費	—	14	—	16	—	20	—	19	—		—		
	入場料	—	0	—	5	—	7	—	4	—		—		
	鑑定・試験業務	—	2	—	3	—	4	—	4	—		—		

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

	林木育種		—	10	—	7	—	7	—	9	—		—		
	財産賃貸収入		—	1	—	1	—	1	—	1	—		—		
	特許料		—	2	—	3	—	2	—	4	—		—		
評価指標5に係るもの															
	施設利用料の収入実績(百万円)		—	0	—	0	—	0	—	0	—		—		

※1 前中長期目標期間の最終年度の値

※2 代表課題のみ。

※3 代表課題のみ。応募から採択までの間に年度をまたぐ場合があるため、新規採択件数は当年度開始の課題数であり、前年度応募された件数を含む。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標		中長期計画		
独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 2 年 3 月 26 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。 また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。		「第 3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。 1 研究開発業務 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。 また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。 さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。		
		短期借入金の限度額 13 億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため		
		剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充当する。		
		積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。		
主な評価軸（評価の視点）、指標等				
評価の視点		評価指標		
・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか。それに従って運営されているか。 ・受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているか。		1 予算配分方針と実績 2 セグメント情報の開示状況 3 外部研究資金の実績 4 特許料、入場料等の自己収入実績 5 施設利用料の収入実績		
年度計画		法人の業務実績等・自己評価		
		業務実績		自己評価
		<主要な業務実績>		評定
				B

第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う(研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。))。 1 研究開発業務 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。 また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。 さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。 短期借入金の限度額	(評価指標) 1 予算配分方針と実績 中長期目標に定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業のまとまりとし、その下に設定された戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算と実績管理を行った。 2 セグメント情報の開示状況 中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、適切にセグメントを設定し、令和5年度財務諸表にセグメント情報を開示した。 3 外部研究資金の実績 ・外部研究資金の獲得を促進するため、公募情報の所内周知を速やかに行い、課題内容の検討時間を長く確保する支援を行った。 ・令和4年度に採択されたNEDOグリーンイノベーション基金の課題が始動し、外部研究資金額が増加した(令和5年度契約額:380,575千円/年)。 ・大型の外部研究資金としては、農林水産省のみどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち「農林水産研究の推進」(委託プロジェクト研究)1件(計80,000千円/年)、令和5年度林野庁補助事業「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策」2件(計97,479千円/年(令和5年度補正予算、令和6年度へ繰越))が採択された。 ・民間の助成金等への応募が26件あり、年度内に7件が採択された。 4 特許料、入場料等の自己収入実績 ・依頼試験、分析や鑑定書の発行、受託出張について規程に基づく適切な見積、経費請求を行うことにより、受益者負担の適正化に努めた。 ・特許実施料の拡大のため、知財マネジメントに関するセミナーを開催し権利化等に関する知識の蓄積に取り組んだ。 ・苗木配布等による収入や、当機構の土地と建物の利用料といった財産賃貸収入等の自己収入を獲得した。 ・多摩森林科学園は、令和2年度は台風被害復旧工事を行ったため全期間閉鎖したが、令和3年4月から有料公開を再開した。今年度は閉鎖前の令和元年度と比較して入場者数が回復傾向にあったが、2月の雪によってサクラ保存林内で多数の倒木が発生したため、2月20日より部分開園となった。そのため、収入は令和元年度の5割強にとどまった。 5 施設利用料の収入実績 ・施設利用料の収入実績は、財産賃貸収入の一部として建物利用料を計上しており、業務に支障の無い範囲で実験室を賃貸し、利用料を得た。 6 短期借入金の限度額	<評定と根拠> 中長期目標に定められた戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算と実績管理を適切に実施した(評価指標1)。 適切にセグメントを設定し、財務諸表にセグメント情報を開示した(評価指標2)。 外部研究資金の獲得については、NEDOのプロジェクトが本年度に本格稼働したことによる増額に加え、みどりの食料システム戦略実現術開発・実証事業や林野庁補助事業の外部資金獲得が大きく寄与して増加した(評価指標3)。 特許料等の自己収入の拡大に向けて積極的に取り組んだ(評価指標4及び5)。 施設利用料収入については、業務に支障の無い範囲で実験室の賃貸を実施した(評価指標5)。
--	--	--

13 億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入の遅延等 に対応するため 剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設 の充実を図るための経費に充 当する。 積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金 は、前期中長期目標期間中に自 己収入財源で取得し、当期中長 期目標期間へ繰り越した固定資 産の減価償却に要する費用等に 充当する。	該当なし。 7 剰余金の使途 該当なし。 8 積立金の処分 前中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、現中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産（研究用 機器等）の減価償却に要する費用等に 21,789 千円を充当し、収支の均衡を図った。	以上を総合的に勘案し、第3-1に係る自己評価は「B」とする。 <課題と対応> 令和5年度は、科研費の若手研究の採択率が64%と高く、学振全体の採択率を大きく上回った。大型の外部研究資金を獲得し、令和5年度の代表課題の総計は前年度より増加し1,584百万円であった。次年度も、引き続き適切な対策を講じ、外部研究資金の獲得を促していく必要がある。
主務大臣による評価	評定	B
<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。		

4. その他参考情報

(単位：百万円、%)

	3年度末 (初年度)	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	104	65	43		
目的積立金	—	—	—		
積立金	90	77	56		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—		
運営費交付金債務	287	675	1,230		
当期の運営費交付金交付額(a)	10,449	10,276	10,200		
うち年度末残高(b)	287	675	1,230		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	2.75%	6.57%	12.06%		

(注1) 平成30年3月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。

(注2) 最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。

(注3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越される。)。

(注4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	第3 財務内容の改善に関する事項 2 水源林造成業務等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
長期借入金の償還額〔百万円〕 (水源林造成事業)	448億円/5年	14,919	9,602	9,344	9,112			
長期借入金の償還額〔百万円〕 (特定中山間保全整備事業等)	112億円/5年		3,619	2,770	2,265			
立木の販売面積〔ha〕	上限 74,000 ha/5年	2,687	2,764	2,610	2,532			
積立金の処分額〔百万円〕 (水源林勘定)	—	—	345	375	525			
積立金の処分額〔百万円〕 (特定地域整備等勘定)	—	—	68	52	52			

※1 前中長期目標期間の最終年度値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
1 水源林造成業務 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(令和3年4月1日から令和8年3月31日)中に長期借入金について448億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。	○ 予算、収支計画及び資金計画 1 水源林造成業務 当期中長期目標期間中に長期借入金について448億円を確実に償還する。 また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。
2 特定中山間保全整備事業等 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(令和3年4月1日から令和8年3月31日)中に長期借入金について112億円を確実に償還する。	2 特定中山間保全整備事業等 当期中長期目標期間中に長期借入金について112億円を確実に償還する。 ○ 短期借入金の限度額 特定中山間保全整備事業等 9億円 (想定される理由) 一時的な資金不足 ○ 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 74,000ha ○ 剰余金の使途

		1 水源林勘定 剰余金は、借入金利息等に充当する。 2 特定地域整備等勘定 剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。 ○ 積立金の処分 1 水源林勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。 2 特定地域整備等勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。			
主な評価軸（評価の視点）、指標等					
評価の視点		評価指標			
1 水源林造成業務 ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 2 特定中山間保全整備事業等 ・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。		1 水源林造成業務 ・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額 ・債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。 2 特定中山間保全整備事業等 ・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。			
年度計画		法人の業務実績等・自己評価			
		業務実績	自己評価		
第3 財務内容の改善に関する事項 2 水源林造成業務 ○ 予算、収支計画及び資金計画 長期借入金については、9,112百万円を確実に償還する。 また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。 また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。		<主要な業務実績>			
		(評価指標)			
		1 水源林造成業務 (1) 当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額 長期借入金については、中長期計画に基づき、着実に償還した。 【令和5年度長期借入金償還実績】 (単位：百万円) <table><tr><td>業 務</td><td>長期借入金償還元金</td></tr><tr><td>水源林造成業務</td><td>9,112</td></tr></table> (2) 債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表 水源林造成業務については、最新の木材価格のデータに基づき債務返済に関する試算等を行い、「水源林造成業務リスク管理委員会」において長期借入金等の償還見通しについて確実に償還がなされていく見込みであることが、確認された。なお、試算結果等については、9月19日にウェブサイト上に公表した。 https://www.green.go.jp/zaito/pdf/kariirekin_syokan.pdf?221027 (3) 業務の効率化を踏まえた予算の作成及び運営 一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、電気料金の高騰はあったものの影響は少なく、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。 この結果、毎年度対前年度比3％の抑制を行っていく場合の目標値（213,838 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比3％の節減を達成した。		業 務	長期借入金償還元金
業 務	長期借入金償還元金				
水源林造成業務	9,112				
評価		B			
		<評価と根拠> 長期借入金については、計画どおり、着実に償還した。 また、前提条件を直近のデータに置き換えて予定長期収支の試算を行い、確実に償還がなされていく見込みであることを確認し、試算結果等について公表した。 一般管理費について、事務経費の節減、予算の適正な管理を行う等により、前年度に引き続き節減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。			

- 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画
水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。
(計画対象面積の上限)
14,800ha

- 剰余金の使途
剰余金は、借入金利息等に充当する。

- 積立金の処分
前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。

4 特定中山間保全整備事業等

- 予算、収支計画及び資金計画
長期借入金については、2,265百万円を確実に償還する。
(内訳)
特定中山間保全整備事業等
1,092百万円
緑資源幹線林道事業
1,173百万円

- 短期借入金の限度額
9億円
(想定される理由)
一時的な資金不足

- 剰余金の使途
剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

- 積立金の処分
前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

- 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画
水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売面積、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売面積は、計画対象面積の範囲内で適正な処理を行った。

- 剰余金の使途
該当なし。

- 積立金の処分
前中長期目標期間繰越積立金 1,784,554 千円のうち、524,836 千円を借入金利息等に充てた。

2 特定中山間保全整備事業等

(1) 当期中長期目標期間中(各年度)の償還計画に対する長期借入金の償還額

長期借入金の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、計画の負担金等を全額徴収したことにより、長期借入金を着実に償還した。

【令和5年度長期借入金償還実績】 (単位：百万円)

業 務	長期借入金償還元金
特定中山間保全整備事業等	1,092
緑資源幹線林道事業	1,173
計	2,265

(2) 業務の効率化を踏まえた予算の作成及び運営

- 短期借入金の限度額
該当なし。

- 剰余金の使途
該当なし。

- 積立金の処分
前中長期目標期間繰越積立金 1,165,641 千円のうち、52,019 千円を負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充てた。

不要財産以外の重要な財産の譲渡について、計画の限度の範囲内で処理を行った。

剰余金を使っていないことから、評価すべき点はなかった。

前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当し、適正な処分を行った。

長期借入金の償還原資である負担金等を計画どおり確実に徴収し、長期借入金を着実に償還した。

短期借入金の借入を行っていないことから、評価すべき点はなかった。

剰余金を使っていないことから、評価すべき点はなかった。

前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当し、適正な処分を行った。

以上を総合的に勘案し、第3-2に係る自己評価は「B」とする。

<課題と対応>

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

		引き続き、財務内容の改善を図るため、長期借入金の着実な償還など事務手続を適正に処理していく必要がある。
主務大臣による評価	評価	B
<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。		

4. その他参考情報					
① 水源林勘定					
		(単位: 百万円、%)			
	3 年度末 (初年度)	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末 (最終年度)
前期中(長) 期目標期間繰越積立金	2,159	1,785	1,260		
目的積立金	0	0	0		
積立金	897	1,670	2,389		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0		
運営費交付金債務	0	0	0		
当期の運営費交付金交付額 (a)	0	0	0		
うち年度末残高 (b)	0	0	0		
当期運営費交付金残存率 (b÷a) [%]	0	0	0		
(注1) 平成30年3月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。 (注2) 最終年度における「前期中(長) 期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長) 期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。 (注3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中(長) 期目標期間に繰り越される。) (注4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。					
② 特定地域整備等勘定					
		(単位: 百万円、%)			
	3 年度末 (初年度)	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末 (最終年度)
前期中(長) 期目標期間繰越積立金	1,218	1,166	1,114		
目的積立金	0	0	0		
積立金	86	151	180		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0		
運営費交付金債務	0	0	0		
当期の運営費交付金交付額 (a)	0	0	0		
うち年度末残高 (b)	0	0	0		
当期運営費交付金残存率 (b÷a) [%]	0	0	0		
(注1) 平成30年3月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。 (注2) 最終年度における「前期中(長) 期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長) 期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。 (注3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中(長) 期目標期間に繰り越される。) (注4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	第3 財務内容の改善に関する事項 3 森林保険業務		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値 等、必要な情報
保険料収入 [千円]	—	1,811,900	1,721,456	1,701,675	1,693,579			
うち I 年齢級の額 [千円]	—	166,984	162,081	173,451	182,428			

※1 前中長期目標期間の最終年度の実績値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
(1) 積立金の規模の妥当性の検証 外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。 (2) 保険料収入の安定確保に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。	「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。 3 森林保険業務 (1) 積立金の規模の妥当性の検証 外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 (2) 保険料収入の安定確保に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	評価指標
評価の視点 <評価の視点1> ・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。 <評価の視点2> ・森林保険業務の安定的な運営に向け、中長期目標の第3の3(2)に基づく効果的な加入促進等による保険料収入の安定確保に向けた取組を行っているか。	(評価指標1) 1 毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告していること。 (評価指標2) 1 中長期目標の第3の3(2)制度の普及と加入促進に準じた内容 2 保険料収入の額及びうち I 年齢級の額
年度計画	法人の業務実績等・自己評価
	業務実績 自己評価
	<主要な業務実績> 評定 B

第3 財務内容の改善に関する事項
3 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証

外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

(2) 保険料収入の安定確保に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。

(評価指標1)

1 毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告していること。

外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性について客観的なデータに基づき検証を行った。その結果、「森林保険センターが保有する積立金の規模は現状の契約規模で考えると過大とは言えない」との検証結果を取りまとめ、3月18日付けで農林水産大臣に報告を行った。

(評価指標2)

1 中長期目標の第3の3(2)制度の普及と加入促進に準じた内容

中長期目標の第3の3(2)制度の普及と加入促進の業務実績2及び3を参照。

2 保険料収入の額及びうちI齢級の額

森林保険の加入は、林業経営上のリスクが比較的高い新植直後や間伐直後に多くなる傾向があるため、保険料収入は、新植造林面積や間伐面積等に左右される。

近年、新植造林面積が横ばい傾向(H27:19千ha→H30:22千ha→R3:23千ha)、また、間伐面積が減少傾向(H27:341千ha→H30:269千ha→R3:269千ha)の厳しい状況の中、I齢級は、森林保険における事故率が高く、加入するメリットが大きいことから、都道府県や市町村等に重点的に普及・加入促進の取組を行った。その結果、全体の加入面積が令和4年度より減少する中、I齢級の加入面積は令和4年度を上回った(R4:51,391ha→R5:51,840ha)。I齢級の保険料収入は、保険料の収入源である新規契約が増加したため、令和4年度と比較し9百万円増加(R4:173百万円→R5:182百万円)し、前中長期目標期間(平成28年度～令和2年度)の平均(135百万円)と比較しても47百万円増加した。

全体の加入件数は、令和5年度森林保険普及・加入促進活動計画の各目標を大きく上回る取組を行ったものの、令和4年度の79,359件から77,250件、加入面積は、令和4年度の545,872haから525,828haに減少し、加入率は、令和4年度の7.0%から6.7%に0.3ポイント減少した。全体の保険

<評定と根拠>

計画事項については、確実に実施した。

外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告した(評価指標1)。

近年、新植造林面積が横ばい傾向、間伐面積が減少傾向の厳しい状況の中、I齢級の保険料収入は、重点的に普及・加入促進の取組を行った結果、前年度と比較し、9百万円増加、前中長期目標期間の平均と比較し、47百万円増加した。

しかし、令和5年度の全体の保険料収入は、令和4年度と比較し、8百万円減少、前中長期目標期間の平均と比較し、87百万円減少した(評価指標2)。

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

	料収入は、令和4年度と比較し、新規契約が減少したことから、8百万円減少(R4:1,702百万円→R5:1,694百万円)した。なお、前中長期目標期間(平成28年度～令和2年度)の平均が1,781百万円であり、令和5年度はその平均と比較し87百万円減少した。	以上を総合的に勘案し、第3-3に係る自己評価は「B」とする。 <課題と対応> 評価指標2の制度の普及と加入促進の取組を行うことが、I 年齢級も含めた保険料収入の額につながることから、引き続き、中長期計画に沿って取り組む。
主務大臣による評価	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。	
評定		B

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	第3 財務内容の改善に関する事項 4 保有資産の処分		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑨ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0264

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、 必要な情報
職員宿舍第1号 (杉並区和田)	—	—			関係機関と今中長期 目標期間内に国庫納 付できるよう調整			
職員宿舍第16号 (豊島区池袋)	—	—	関係機関と令和4年 度に国庫納付できる よう調整	国庫返納(現物納 付)の実施				
取手宿舍(取手 市)	—	—			関係機関と今中長期 目標期間内に国庫納 付できるよう調整			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標		中長期計画	
保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。 特に、職員宿舍第 1 号（杉並区和田）、職員宿舍第 16 号（豊島区池袋）及び取手宿舍（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。		保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。 特定地域整備等勘定 職員宿舍第 1 号（杉並区和田）、職員宿舍第 16 号（豊島区池袋）及び取手宿舍（取手市）については、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。	
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価指標	
・保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。		1 保有資産の点検及び処分状況	
年度計画		法人の業務実績等・自己評価	
		業務実績	
		自己評価	
		評定	
		B	
		＜評定と根拠＞	
第 3 財務内容の改善に関する事項 5 保有資産の処分 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについて		1 保有資産の点検及び処分状況 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有資産検討委員会及び減損審査委員会において、保有資産の点検、利用状況の確認、土地・建物等の減損調査を行った。その結果、令和 5 年度について不要な保有資産は認められず、また、1 件の減損処理を行った。 計画に基づき、保有資産の点検、利用状況の確認、減損調査等を行った結果、保有する資産について適切に管理・利用されていることを確認し、また、1 件の減損処理を行った。	

は、不要財産として国庫納付等を行うこととする。 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 特定地域整備等勘定 職員宿舍第1号(杉並区和田)及び取手宿舍(取手市)については、今中長期目標期間内の国庫納付に向け、引き続き関係機関と調整を行う。	職員宿舍第1号(杉並区和田)及び取手宿舍(取手市)については、今中長期目標期間内の国庫納付に向け、関係機関と協議を行った。	以上を総合的に勘案し、第3-4に係る自己評価は「B」とする。 <課題と対応> 引き続き計画的に保有資産の見直しを行う。
主務大臣による評価	評価	B
<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び設備に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-① 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231

2. 主要な経年データ							
指標等	基準値 (※)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
設備整備件数 [件]	2	3	9	6			
うち補正予算による整備件数 [件]	—	1	4	4			
設備整備金額 [千円]	214,318	30,354	526,747	1,243,739			
うち補正予算による整備金額 [千円]	—	517	185,376	930,000			

※ 前中長期目標期間最終年度値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標		中長期計画	
地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成 27 年 7 月 17 日）及び「日本の NDC（国が決定する貢献）」（令和 2 年 3 月 30 日）を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。 施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画（平成 22 年 11 月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。		地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成 27 年 7 月 17 日）及び「日本の NDC（国が決定する貢献）」（令和 2 年 3 月 30 日）を踏まえ、維持・管理経費節減の観点も含め、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や高効率照明等の導入を図るとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、老朽化が深刻な施設、設備の必要性・緊急性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、年度計画を策定し整備に努める。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。また、新農林水産省木材利用推進計画（平成 22 年 12 月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。 千代田苗畑について、苗畑管理に必要な事業用地として小規模介在地を取得する。 苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備に努める。 研究開発用施設の整備・改修等の予定額：1,500±ε 百万円 （注）「ε」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。	
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価指標	
・温室効果ガスの排出削減に資する省エネの推進、維持管理経費の節減に向けて老朽化が進んだ施設・設備の必要性・緊急性及び共同利用の可能性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、整備計画を適切に策定し、取組が行われているか。		1 省エネの推進、維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の観点からの施設及び設備整備の実施状況	
年度計画		法人の業務実績等・自己評価	
		業務実績	自己評価
第 4 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び設備に関する事項 維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に		＜主要な業務実績＞ （評価指標） 1 省エネの推進、維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の観点からの施設及び設備整備の実施状況	
		評定	
		A	
		＜評定と根拠＞	

資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。

また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。
その際には、共同利用施設である農林水産省研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。

前年度から継続して原油価格の高騰により電気料金及びガス料金が大幅に増加したが、対策として新たに恒温室等 24 時間稼働設備の更なる集約化、一部季節の機械換気停止、一部季節のボイラー設定温度見直し、発電機稼働による電気使用量のピークカット対応、冷暖房設備の稼働時間の短縮、エネルギーセンター熱源設備の部分停止、毎日の電気使用量(料)や卸電力取引用電力価格グラフをイントラネットを利用して見える化し、職員への省エネ対策及び電気使用時間分散化の意識付けを行い、その効果として、電気使用量を昨年度に比べ大幅に削減することができた(ガス使用量については電力ピークカット対策を目的とするガスをを用いた自家発電の実施に伴い増加)。

具体的には、冷暖房設備の稼働が多い夏季から冬季(7月～2月)にかけては、電気使用量を前年度比約 12%削減(ガス使用量は約 7%増加)した。(同期間の平均単価で換算すると電気使用料で約 1,400 万円減、ガス使用料で約 300 万円増により合計 1,100 万円の削減に相当。[森林総合研究所実績値])

1 年を通しては、電気・ガスの使用量の大半を占める森林総合研究所では、前年度と比べ電気使用量は約 12%を削減、ガス使用量は約 4%増加した。(令和 4 年度の対前年度比は、電気使用量約 7%減、ガス使用量は約 13%減)

森林総合研究所を始め出先機関において、電気調達の契約の際に、再生可能エネルギーを導入している電気事業者との契約を行った。

搬送の際に生じる熱ロスにより光熱費が深刻化する現在の中央熱源方式から、効率の良い個別熱源方式の導入を計画したほか、排風機等の大電力使用設備について、周波数制御により必要最小限の電力使用に抑えるためのインバーター装置の設置を発注した(半導体不足等の影響による納期の長期化から、完成は令和 7 年 3 月を予定)。

従来の太陽光パネルが設置できない場所(壁や窓等)にも設置可能なフィルム型太陽光パネルの市場展開状況を調査・把握し、各種先進技術セミナーに参加するなど、省エネの推進に向けた検討を継続して行った。

【令和 5 年度施設整備実績】

○林木遺伝資源長期保存施設等整備

林木育種センターにおいて林木遺伝資を超低温保存等により長期保存し、解凍・再生させるための新たな保存容器の設置室のほか、長期保存を行う遺伝資源の洗浄や乾燥処理等を行うクリーンルーム、恒温恒湿設備など施設整備を発注した(超低温保存容器の入手難等から、完成は令和 6 年 11 月を予定)。

○原種増産施設整備(林木育種センター、東北育種場、関西育種場、九州育種場)

原種苗木の生産期間の短縮及び計画的かつ安定的な供給に必要な長日処理や CO₂ 処理、休眠誘導等が可能な温室等を整備するための令和 5 年度当初予算により、林木育種センターに建設中(電気設備資材の入手難から、完成は令和 6 年 6 月を予定)。これとは別に令和 4 年度補正予算により、東北育種場及び関西育種場四国増殖保存園において、老朽化した既存温室の撤去・新設や改修を行った。

さらに、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策として、林木育種センター、関西育種場及び九州育種場において、令和 5 年度補正予算により、都道府県等の採種園整備に要する原種苗木の増産施設の整備費を獲得した。

○林木育種センター貯水施設改修

令和 5 年度補正予算により、林木育種センターにおいて、原種増産施設等への必要十分かつ安定的な水供給能力を図るため、経年劣化・老朽化した貯水施設を改修するための整備費を獲得した。

前年度から更なる省エネ対策を徹底したことにより、前年度に比べ電気使用量を削減(ガスは電気へ代替することで増加)し、電気・ガス合わせた使用料を大幅に節約することができた。昨年度に引き続き、経済対策を実施したことで温室効果ガスの排出削減にも大きく貢献したことは顕著な成果である。

低コスト再造林や花粉発生源対策などの施策が加速し、これに資する特定苗木や花粉症対策品種等の需要拡大が見込まれる中、都道府県等からの原種配布要望に適切に対応していくための原種増産施設が整備されるとともに、「2030 年林業用種苗の 3 割」達成に向けた特定苗木の原種増産により、エリートツリーの一層の普及促進が可能となった。

また、新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月農林水産省策定)に基づき、木材利用を推進する。 苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に向け、現況の調査と必要な整備を行う。	○「木の酒」研究棟(正式名称:木質バイオマス変換新技術研究棟)新設 「木の酒」の普及に向け、これまで分散して設置されていた製造機器類を集約化し、木材から木の酒まで一元的、効率的かつ衛生的に製造することが可能となる専用施設の建設工事が完了(令和5年7月)し、関係者及び報道関係者を招いた完成見学会を開催した。 既に確立され、知財化された製造技術の民間移転を見据え、実用化に向けた改良を進めるとともに、製造機器を使った技術研修や視察などへの活用を通じて、技術普及を推進することが可能となり、その結果、新たな社会実装に向けた研究協定の締結につながった。 農林水産研究情報総合センターの科学技術計算アプリケーションや農林水産統計データ、気象データなど研究に必要な基礎数値情報等のほか、大学や農研機構等他機関の施設を7件(前年度は3件)利用した。その結果、積雪モデルの開発による雪崩災害の発生頻度・発生規模への影響の予測による山地災害リスク評価技術の高度化につなげたほか、土地利用改変を伴う気候変動緩和策の生物多様性への影響を地球規模での評価を可能とした。 「木の酒」研究棟として、CLT(直交集成板)も使用した木造建築物が完成した。 会議用椅子を木製品へ更新した。 理事長賞表彰受賞者(9組)への表彰状を木製プレートとして授与した。 間伐材を含む国産材を30%以上使用しているカートカンパッケージとした飲料を自動販売機で販売した。 間伐材・古紙パルプを利用したコピー用紙を通年使用した。 構内樹木園へ木製ベンチ(2台)を導入した。 出先機関の実験林内林道の土留め用資材として国産間伐材丸太を使用した。 出先機関における木製案内板を更新した。 出先機関の展示館へ木製ベンチ(6台)を導入した。 出先機関における会議室等内装を一部木質化したほか木製パーテーションを導入した。 苗畑・実験林・樹木園管理方針に基づき、敷地内の風倒木及び枯損木の処理を実施した。また、隣接する敷地周辺関係者への安全確保の視点から敷地内老齢木・枯損木等の一斉点検を行い、特に危険なエリアを特定して伐採等を行った。	「木の酒」研究棟が完成したことにより、作業効率が向上し、約2倍の製造実験ができるように改善された。また、「木の酒」の普及に向けた広報活動にも活用が広がり、新たな社会実装に向けた研究協定の締結に貢献した。 農林水産研究情報総合センターの科学技術計算アプリケーション等を活用した研究を進め、重要成果を得たとともに、大学や他法人の施設を利用することで、効率的に研究課題を推進した。 木造建築物の建設完成、表彰状の木製化、木製品・木製資材の導入、木材を利用した構築物の更新、木質内装化、カートカンの利用等により、広く木材利用を推進した。 苗畑、実験林、樹木園、試験地等について、管理方針に基づき、風倒木及び枯損木の処理を迅速に行ったことにより、所内各施設や近隣への被災リスクの回避に貢献した。
--	--	--

施設及び設備に関する計画 (単位：百万円)		以上を総合的に勘案し、前年度から更なる省エネ対策を徹底したことにより、電気・ガスを合わせた使用量を大幅に節約するとともに、温室効果ガスの排出削減にも大きく貢献したことから、第4－1に係る自己評価は「A」とする。 <課題と対応> 引き続き建築物の省エネルギーの推進、再生可能エネルギー電気の導入推進、業務の実施に必要な施設や設備の計画的な整備に努める。その際、施設の共同利用等の可能性を検討する。また、木材利用を推進するとともに、苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、試験研究や行政課題の解決に貢献できるよう、現況の調査と必要な整備を行う。	
施設・設備の内容	予定額		
林木遺伝資源長期保存施設等整備（林木育種センター） 原種増産施設整備（林木育種センター）	314		
原種増産施設整備（林木育種センター、関西育種場、九州育種場） 貯水施設改修（林木育種センター）	930		
主務大臣による評価		評価	A
<評価に至った理由> 恒温室等 24 時間稼働設備の更なる集約化、発電機稼働による電気使用量のピークカット対応等、対策を徹底した前年度と比べ更に電気使用量を約 12%削減し、電気・ガス合わせ 1,100 万円に相当する使用料を削減した。 また、林木育種センター、東北育種場、関西育種場、九州育種場における原種増産施設整備や、花粉の少ない原種苗木の増産施設の整備に着手した。 更に「木の酒」研究棟として CLT（直交集成板）を使用した木造建築物を新設し、木材利用を推進するだけでなく、「木の酒」の知財化された製造技術の民間移転を見据え、製造機器を使った技術研修等への活用を通じた技術普及を推進することが可能となり、その結果、新たな社会実装に向けた研究協定の締結に繋がった。 これらは、省エネの推進、維持管理費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進の観点からの施設及び設備整備の実施状況において顕著な取組、成果であると認められることから「A」評価とした。			
4. その他参考情報			
特になし。			

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	第4 その他業務運営に関する重要事項 2 広報活動の促進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑪、⑰ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231、2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
ウェブサイト等による発信数								
研究成果【件】	—	279	325	319	306			
その他【件】	—	690	1,114	423	410			
研究所ウェブサイトへのアクセス数【万件】	—	4,516	4,167	4,753	4,500			
評価指標2に係るもの								
プレスリリース数								
研究成果【件】	—	28	31	44	34			
その他【件】	—	9	15	7	13			
取材等の件数								
研究成果【件】	—	—	242	181	261			
その他【件】	—	—	39	61	75			
評価指標3に係るもの								
イベント等による取組内容【回】	—	—	40	107	96			
評価指標4に係るもの								
マスコミ【件】	—	477	439	393	505			
その他【件】	—	675	768	567	626			

※1 前中長期目標期間最終年度値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。 このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。	新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進するとともに、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。 利用者の使いやすさを考慮し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行うこととし、特に以下について重点的に取り組む。 研究開発業務については、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的試験研究機関として、森林や林業、木材利用、林木育種等に関して、一般市民を対象に施設公開等による交流型広報活動を積極的に実施するとともに、多岐にわたる研究活動及びその成果をウェブサイトや広報誌等を通して積極的に発信し、研究開発業務に関する国民各層の関心と理解の醸成を図る。 水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対外

		発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分取造林契約実績の公表等を実施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。 森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。	
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価指標	
・法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。		1 ウェブサイト等による発信数及びアクセス数 2 プレスリリース数とそれに対応する取材等の件数 3 イベント等による取組内容 4 森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応件数	
年度計画		法人の業務実績等・自己評価	
		業務実績	自己評価
4 その他業務運営に関する重要事項 2 広報活動の促進 森林研究・整備機構全体の活動に関する情報発信については、ウェブサイトを活用し、環境報告書及び事業報告書を掲載するなどして、国民にも分かりやすく公表する。 研究開発業務については、森林・林業・木材産業及び林木育種分野に関する研究成果等の情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集等の広報誌発行、ウェブサイトへの掲載、Facebook等SNSや動画を利用した発信、プレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・施設等の一般公開の開催、外部各種イベントへの出展など、様々な手法を用いて積極的に広報活動を推進する。 水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、令和4年度分取造林契約実績の公表等を実施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。		<主要な業務実績> （評価指標） 1 ウェブサイト等での広報活動 【機構全体】 ・機構公式ウェブサイト（https://www.ffpri.affrc.go.jp/index.html）では各種情報やトップページの「新着情報」から各組織のタイムリーな情報を紹介するなどの情報発信を実施。 ・特に要覧、環境報告書、各業務の刊行物などを分かりやすく掲載するために「機構の広報活動」のページを運用。 ・トラブルの未然防止などの目的で策定したソーシャルメディア運用ポリシーについて、情勢に応じて一部見直し。 ・機構全体でのウェブサイトへの総アクセス数は、約4,500万件。 【研究開発業務】 - ウェブサイトやFacebook（https://www.facebook.com/ffpri.jp/）に加え、令和4年度からX(旧Twitter)；https://twitter.com/FFPRI_JP）での情報発信を行い、主催・後援するシンポジウムや一般公開など各種イベントの告知や研究成果などの積極的な発信を実施（発信数約320件）。 1) ウェブサイト ・一般向けに研究職員の論文成果を分かりやすく紹介する「研究成果」を43件選出して掲載。 ・マスコミに向けて実施したプレスリリース44件を掲載。 ・研究や事業の取組など19件のトピックについて「林木育種の現場から」で写真を交えて紹介。 ・「木の酒」研究をはじめ、プロジェクト特設サイトを開設（3件）。 ・研究所等が発行する刊行物についても適宜掲載し迅速な情報発信に努めた。 2) ソーシャルメディア ・4年目を迎えた森林総研チャンネル（YouTube）では令和5年度新たに27本の動画を掲載。これまでに公開した動画のうち、ツキノワグマの出没についての解説は2万回以上再生。 ・公開講演会「持続可能な豊かな森を築く―資源を提供してくれる森を築くために今必要な事―」は会場開催を行い、約180名が参加。続くオンデマンド配信では3か月で約1,400回視聴。居住地にかかわらず情報にアクセスできる良さを発揮。 ・X(旧Twitter)に147件投稿。ドングリの豊凶に関する投稿は1万再生超、国産トリュフに関する投稿への反響は7千再生超。 【水源林造成業務】 ・ウェブサイト（https://www.green.go.jp/）において、水源林の公益的機能等に関する記事の掲載や実施している水源林造成事業の透明性を高めるため、令和4年度分取造林契約実績を公表。 ・水源林造成事業と地域との関わりや事業効果等について、具体的な事例を通じて分かりやすく紹介するため、平成26年発生の群馬県桐生市の森林火災跡地の再生の取組に関する特設ページを新設。 ・水源林造成事業の紹介ページについて、利用者が求める情報へのアクセスを向上させるためページ構	評定 A <評定と根拠> 【機構全体】 ウェブサイトをよりアクセスしやすく分かりやすいものとなるようにサイトを運用した。サイトへのアクセスは令和4年度にほぼ匹敵する値となった（評価指標1）。 機構で運用するソーシャルメディアの運用ポリシーを見直し、トラブルの防止に努めた（評価指標1）。 プレスリリースを積極的に実施し、機構の研究成果や取組を広く周知した（評価指標2）。 新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことに伴い、実開催イベントが増えたことから、各業務と連携して機構の取組を発信するための出展等を積極的に行った（評価指標3）。 【研究開発業務】 ウェブサイト、ならびにX(旧Twitter)、Facebook及び森林総研チャンネル(YouTube)などのソーシャルメディアを利用し、研究成果やイベント情報の発信を積極的に行った（評価指標1）。 プレスリリースを積極的に行い、研究成果を発信した（評価指標2）。 各種の外部開催のイベントに積極的に参加し、研究に関する情報を発信した（評価指標3）。 「季刊森林総研」では魅力的な誌面を作ることを心掛けるとともに、より多くの読者を獲得するために、テーマごとに興味を持ちそうな読者層への配布に努めた（評価指標3）。 シンポジウムや講演会をオンラインやハイブリッドで開催して多くの参加者に対して研究成果を広報するとともに、国際研究評議会や新設した「木質バイオマス変換新技術研究棟」の完成見学会などを開催して、国内外へのアピールに努めた（評価指標3）。 「林木育種情報」等の情報誌・メールマガジンによる

森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声等をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。

成を見直すとともに、事業の仕組みやメニューごとの採択要件等の掲載内容を充実。

【森林保険業務】

- ・ウェブサイト(<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>)や Facebook (<https://www.facebook.com/shinrinhoke>)、森林保険チャンネル (YouTube) を通じ、森林保険や森林保険センターの取組に関する情報を適時適切に発信。ウェブサイトでは、令和6年4月からの商品改定に対応した保険料試算ソフトや見積り依頼シート等の資料を順次提供。また、災害解説ページの充実や広報誌「森林保険だより」のバックナンバーのインデックス掲載、森林保険の認知度向上等を図るために新たに制作した公式キャラクターの紹介や使用案内等、サイトコンテンツの充実を図ったほか、Facebook 投稿によるサイトへの誘導を実施。

2 プレスリリースによる情報発信

【機構全体】

機構の成果や取組を広く周知するために、47 件のプレスリリースを実施。

【研究開発業務】

- ・研究成果についてのプレスリリースを 34 件実施し、マスコミから 32 件の取材。
- ・「無花粉スギの原因遺伝子を新たに特定」ではスギ花粉の生産に関わる遺伝子を特定。遺伝子の DNA わずか 1 箇所の違いで無花粉になる研究成果をアピール。
- ・「ニホンジカの過去 10 万年の個体数増減を解明—人間の捕獲による管理が増減を決める—」として、気候変動や捕食者の絶滅より人為的管理が強く影響し、歴史上最大水準に達していることを解明するなど、林業被害に関わるシカについて 3 件のプレスリリースを実施して研究成果をアピール。
- ・「国産白トリュフを継続的に発生させることに成功」では国産トリュフの栽培技術の進展による安定した生産に向けて、令和4年度よりも多くの発生と菌の順調な増殖を公表。
- ・「林木遺伝子銀行 110 番」の取組による天然記念物や巨樹・名木の後継樹の増殖と里帰りへの貢献をアピール。
- ・国際的な科学ニュースサイトとして有力な EurekAlert! で海外向けプレスリリースを 1 件実施(福島原発事故による残留放射線による変異リスクの評価)。令和4年度に英文でプレスリリースを行った「無花粉スギの苗木だけを量産する革新的技術を開発—DNA 鑑定と組織培養で花粉症対策に貢献—」について海外の記者からの取材に対応。

【森林保険業務】

- ・森林保険の商品改定及び新たな公式キャラクター誕生の 2 件についてプレスリリースを実施。

3 イベント等による取組内容(機構全体)

(1) 公開講演会・一般公開等のイベント開催による広報活動(別表参照)

【機構全体】

- ・研究所が開催した公開講演会をはじめ、支所・科学園や各種研究プロジェクトそれぞれにおいて、公開講演会、シンポジウム、森林講座を開催するなど各地で研究成果の発信に努めた。
- ・対面でのイベント開催について、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、事前予約制により参加人数を調整して、一般公開を実施。
- ・シンポジウム「森林が主導するネイチャーポジティブ〜生物多様性の研究と実践の最前線〜」(ウェブ開催)、講演会「人の生活圏で発生するナラ枯れ被害に対する取り組み」を開催するなど、広く研究成果を広報。

(2) 外部各種イベントへの出展による広報活動(別表参照)

【機構全体】

- ・「みどりとふれあうフェスティバル」、「アグリビジネス創出フェア 2023」、「川崎駅前優しい木のひろば」、「WOOD コレクション」など各種の外部開催のイベントに参加。各業務が連携して機構の取組についてブース展示を行い、積極的な広報を実施。

【研究開発業務】

- ・「森林産業コミュニティ・ネットワーク (FICoN) 検討会」(ウェブ開催)、「COP28 ジャパンパビ

林木育種に関する技術等の普及・啓発を推進した。(評価指標3)。マスコミ、企業、公共団体、市民からの森林・林業・木材研究に関する問合せに研究者が個別に回答を行い、国民のニーズに的確に応えた(評価指標4)。

【水源林造成業務】

事業実施の透明性を高めるため、令和4年度の分収造林契約実績を各整備局別に整理してウェブサイトで公開するなどした(評価指標1)。

森林管理局の技術研究発表会で、水源林造成事業地におけるシカ防護柵(ブロックディフェンス)設置効果や分収造林地内に自生するセンダンの活用について発表するなど、森林整備技術の普及・啓発に取り組んだ(評価指標3)。

森林整備技術の普及・啓発、事業効果及び効果事例等について、パンフレット、広報誌、ウェブサイトに掲載した動画ファイル等を活用して積極的な広報活動に努めた(評価指標3)。

国際協力機構(JICA)によるコンボ・モンテネグロ国別研修で群馬県桐生市の森林火災跡地の再生の取組を対象として講義し、ウェブサイトの新設した特設サイトで解説動画と併せて紹介して啓発を図った(評価指標3)。

【森林保険業務】

ウェブサイト、Facebook、森林保険チャンネル(YouTube)、広報誌、広告掲載、イベント出展等を通じ、多角的な情報発信を推進した。情報発信にあたっては、森林保険の認知度向上を図るために新たに制作した公式キャラクターを活用することで、効果的な情報発信に努めた(評価指標1、3)。

また、森林保険の商品改定及び新たな公式キャラクター誕生については、プレスリリースにより幅広い周知を図った(評価指標2)。

さらに、前年度を上回る広告・寄稿による情報発信を通じて、森林保険に対する興味・関心の喚起を図った(評価指標3)。

リオン・セミナー」などのイベントにおいて広く研究成果を広報。

【水源林造成業務】

- ・地域の林業関係者が幅広く参加する森林管理局の技術研究発表会で水源林造成事業地におけるシカ防護柵の設置効果(ブロックディフェンス)設置効果や分収造林地内に自生するセンダンの活用について発表するとともに、その内容を森林整備技術の普及・啓発への取組結果としてウェブサイトに掲載。
- ・各地域で実施される森林・林業をテーマとしたイベントへの参画を通じて、森林の役割や水源林造成事業の取組等を紹介することで水源林造成事業に係る理解醸成を図った。また、その様子をウェブサイトに掲載した。

【森林保険業務】

- ・「森林気象害と森林保険」をテーマとした林野庁中央展示においては、保険金支払実績や事例をデータや写真で紹介するとともに、森林保険の活用事例や契約等の手続きについて分かりやすいように解説し、災害対策としての森林保険の理解促進を図った。
- ・各種イベントへの出展時には目に留まりやすく印象に残りやすくなるような展示を行い、新たに制作した公式キャラクターを用いたことで多くの注目を集めた。

(3) 刊行物等の紙媒体による広報活動(別表参照)

【機構全体】

定期刊行物及び各種刊行物により、各業務内容や成果等の広報を推進した。特に、業務ごとに広報誌を刊行し、活発な広報活動を行った。

【研究開発業務】

- ・広報誌「季刊森林総研」(4号刊行)では、『木の良さ』をエクステリアに活かす、「きのこと森の密かな関係」、「雨と森林ー水の流れを追いかけー」などの各特集を企画し、記事を掲載。
- ・広報誌「季刊森林総研」配布先の拡大に向けて、特集テーマと関係の深い機関や公設図書館等に順次発送を実施。
- ・「林木育種情報」などの情報誌・メールマガジンでは、林木育種センターや各育種場の取組や研究成果の情報発信回数を増加し、林木育種に関する技術等の普及・啓発に努めた。

【水源林造成業務】

- ・広報誌「季刊水源林」では、より多くの国民に森林機構の役割や取組についての情報を発信。具体的には、地域における水源林造成事業の具体的な取組事例や森林整備技術の普及等に向けた取組等を紹介した記事を掲載し、分収造林契約者(造林地所有者・造林者)、地方公共団体、林業関係団体等へ配布するとともにウェブサイトにも掲載。
- ・森林機構の組織及び水源林造成業務に係るパンフレットを正面入口に常備するとともにウェブサイトにも掲載。

【森林保険業務】

- ・広報誌「森林保険だより」では、令和6年4月からの商品改定や森林保険の申込み手続き、統計情報や支払事例等を紹介し、災害対策としての森林保険の理解促進や加入の検討に役立つ情報を中心に発信。
- ・森林保険の認知度向上を図るため、新たに制作した公式キャラクターをポスター、パンフレット、加入促進物品等を使用し、普及・加入促進活動を推進。
- ・森林所有者を対象とした月刊誌「林業新知識」に、被保険者の声を紹介する記事広告5件を掲載したほか、月刊誌「現代林業」に森林経営管理制度における森林保険の活用に関する解説記事を掲載する等、計13件の広告・寄稿による情報発信を行い、森林保険に対する興味・関心の喚起を図った。

4 森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応

【研究開発業務】

- ・相談窓口を通して、森林・林業・木材研究に関する1,131件の問合せに対応した。そのうちマスコミからの問合せが505件、一般市民、民間企業、関係団体、地方自治体等からの問合せが626件あり、特に森林の生物や資源の利用に関する取材、問合せが多かった。
- ・プレスリリースやウェブサイトでの情報発信を受けて多くの取材が行われ、新聞・テレビ・ラジオ・

	ウェブサイト・雑誌等で、研究所の研究紹介や研究者のコメントが多数報道された。特に「国産トリュフの人工発生技術」や「ツキノワグマの出没と堅果の豊凶の関係」などについては高い関心が寄せられた。 5 計画にない業務実績 【研究開発業務】 ・第一線で活躍する海外の研究者を招へいして、国際研究評議会を開催し、研究活動と研究成果をアピールした。 ・新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年度に開始したオンラインによる「夏休み研究相談」は小学生から高校生までを対象として実施。子どもから若い世代の学びを支援するとともに、研究成果の知見などを積極的に普及するアウトリーチ活動を推進した。 ・「木質バイオマス変換新技術研究棟」の完成見学会を実施し、「木の酒」研究に関する取組を強調したところ、多くのメディアで取り上げられた。 ・他機関や民間の広報活動の取組を参考にするために、新しい広報戦略を推進する体制についてのワーキングチームで検討し、広報アドバイザーの導入と広報の専門スタッフの配置を決定した。 【水源林造成業務】 ・国際協力機構（JICA）が実施する 2023 年度コソボ・モンテネグロ国別研修の「Eco-DRR を軸とした防災・減災研修」に関東整備局が協力し、平成 26 年発生の群馬県桐生市の森林火災跡地の再生の取組について、研修生 7 名を対象に講義と現地視察を実施した。また、当該研修の実施状況について、ウェブサイトに新設した特設ページで森林火災跡地の再生の取組を解説する動画等と併せて紹介することにより、広く普及啓発を図った。	研究開発業務では海外向けプレスリリース実施と海外の研究者を招聘した初めての国際研究評議会の開催、水源林造成業務では森林火災跡地の再生に関する JICA 研修への貢献など国際的な展開を行った。各業務でウェブサイトを充実させるとともに、森林保険業務では新たに公式キャラクターを作り加入者を増やす広報に活用するなど、各業務で新規の取組を行った。 以上を総合的に勘案し、第 4－2 に係る自己評価は「A」とする。 ＜課題と対応＞ 当機構の成果の発信力を高め、よりの確にターゲットに情報を届ける必要がある。今後、それぞれの広報手段の活用スキルをさらに向上し、各業務に対する理解の醸成を図るために活用する。
主務大臣による評価	評価	A
＜評定に至った理由＞ 研究開発業務では、海外向けのプレスリリースの実施や海外の研究者を招へいした国際研究評議会の開催などの国際的な展開に加え、計画外の取組として「木の酒」研究棟の完成見学会を開催し多くのメディアで「木の酒」が取り上げられるなど、国内外に向けた研究成果の発信を積極的に行った。 水源林造成業務では、ウェブサイトへの森林火災跡地の再生の取組に関する特設ページの新設や各地域で実施される森林・林業をテーマとしたイベントへの参画を行うとともに、引き続き広報誌「季刊水源林」の配布による水源林造成事業の取組事例等の情報発信などにより水源林造成事業に係る理解醸成を図った。 森林保険業務では、YouTube（森林保険チャンネル）などの SNS を活用しての適時適切な情報発信、広報紙「森林保険だより」への森林被害に対する補償の解説や山林所有者等向けの月刊誌への被保険者の声の紹介等の記事掲載のほか、新たな公式キャラクターを広告やイベント出展等の様々な広報活動に活用することにより、森林保険への興味・関心の喚起や理解促進に繋がる取組を積極的に行った。 これらは、法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報が行われたかという評価の視点において、効果的かつ顕著な成果であると認められることから「A」評定とした。		

4. その他参考情報

特になし。

別表

	達成目標	基準値		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
一般公開等(回数[回]、参加人数[人])		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
一般公開(研究所)		1	—	1	61	2	178	2	303					
一般公開(多摩森林科学園)		—	—	通年	16,583	通年	22,954	通年	17,214					
北海道地域一般公開(北海道支所・育種場)		1	—	1	—	1	—	1	100					令和3年、令和4年オンライン開催
一般公開(四国支所)				—	—	1	70	1	73					令和3年中止
一般公開 親木の集い(林木育種センター)		1	—	—	—	1	143	1	480					令和3年中止
施設見学(学校団体等)(研究所・支所)		—	—	15	342	59	1,217	120	2,089					
公開講演会(研究所)		1	—	1	—	1	509	1	187					令和3年オンライン、令和4年ハイブリッド開催、令和5年現地開催
公開講演会(関西支所)		1	—	1	98	1	150	1	243					
公開講演会(四国支所)		1	—	1	—	1	55	1	106					令和3年オンライン、令和4年～現地開催
公開講演会(九州支所・九州育種場・九州整備局)		—	—	—	—	1	56	1	73					
林木育種成果発表会		1	260	1	300	1	—	1	—					令和3年～オンライン開催
合同成果報告会(東北支所・東北育種場)		1	—	1	—	1	100	1	110					令和3年オンライン、令和4年～現地開催
シンポジウム(関西支所)		1	—	2	260	1	85	1	70					令和3年飛騨、和歌山、令和4年岡山、令和5年岡山
森林とのふれあい2022(関西育種場)		—	—	—	—	1	99	1	130					
特別講演会(関西支所)		—	—	2	100	—	—							令和3年ハイブリッド開催
技術開発成果発表会		1	—	1	72	—	—	1	30					
木材利用シンポジウム2024in高知(四国支所)		—	—	1	—	—	—	1	40					令和3年ハイブリッド開催
シンポジウム(研究所)								2	469					令和5年オンライン開催
講演会(研究所)								1	658					令和5年ハイブリッド開催
森林教室等(回数[回])		回数		回数		回数		回数		回数		回数		
森林講座(研究所)			1		5		8		8					令和3年動画、令和4年動画及び現地開催、令和5年現地開催とオンライン
夏休み子ども研究相談(研究所)			—		1		5		8					令和3年オンライン、令和4年～オンライン及び対面
LALA ガーデンつくば キッズデー(研究所)			—		1		1		—					令和4年で閉店
現地検討会(関西支所)			—		2		1		1					令和3年飛騨・和歌山、令和4年岡山開催
森林教室(関西支所・関西育種場)			1		3		7		3					
森林教室(近畿北陸整備局・関西支所)			—		—		1		1					

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

ラジオ放送「東北のもり」(支所・育種場・水源林整備事務所)		6	6	6	6			
特別観察会(多摩森林科学園)		—	—	3	7			
立田山森のセミナー(九州支所)		1	—	3	3			
協賛・後援した催事等(回数[回])		回数	回数	回数	回数	回数	回数	
みどりとふれあうフェスティバル		—	1	1	1			令和3年オンライン、令和4年～現地開催
WOOD コレクション		—	1	1	1			令和3年オンライン、令和4年～現地開催
農林水産省主催「アグリビジネス創出フェア」		—	1	1	1			
林野庁中央展示		3	3	4	3			
農林水産省の消費者の部屋		—	1	1	—			
つくばちびっ子博士		—	1	1	1			
つくば科学フェスティバル		—	—	1	—			令和3年中止
京博連京都ミュージアムロード		—	1	1	1			
近畿中国森林管理局:森林(もり)のギャラリー		1	1	1	1			
九州農政局イベント しとっと？国のお仕事		1	—	1	1			令和3年中止
九州農政局消費者の部屋		1	—	1	1			令和3年中止
スギ・ヒノキ花粉削減対策シンポジウム		—	1	1	1			
川崎駅前優しい木のひろば		—	1	1	1			
エコフェスひたち		1	—	1	1			令和3年中止
種子・孢子・組織培養を使った保全フォーラム:小笠原の絶滅危惧種に注目して		—	—	1	—			
金時際		—	—	1	—			令和3年中止
森林を考える岡山県民のつどい		1	—	1	1			令和3年中止
水都おおさか森林の市		1	—	1	1			令和3年中止
儲かる林業を実現する岡山懇話会		—	—	1	-			
北方森林学会		—	—	1	1			
北海道森林管理局主催「技術開発成果発表会」		—	—	1	1			
牧野植物園巡回展「つなげ！高知の少ない生き物たち」		—	1	—	—			単年度開催
こうち環境博		—	1	—	1			令和4年開催なし
科博連サイエンスフェスティバル		—	1	—	-			単年度開催
G7 会合関連イベント		—	—	—	1			
Save the Earth マルシェ		—	—	—	1			
森林・林業・環境機械展示実演会		—	—	—	1			
金夜サイエンスカフェ		—	—	—	1			
FICoN 検討会			3	3	3			ウェブ開催
COP28 ジャパンパビリオン・セミナー					1			単年度開催

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

定期刊行物(発行回数[回]、発行部数[部])		回数	部数	回数	部数	回数	部数	回数	部数	回数	部数	回数	部数	
森林総合研究所研究報告(研究所)		4	4,720	4	4,980	4	5,000	4	1,000					令和5年度途中からオンライン化、印刷は1号のみ
季刊森林総研(研究所)		4	23,730	4	32,000	4	32,000	4	32,000					
環境報告書(研究所)		1	2,247	1	—	1	—	1	—					
研究成果選集(研究所)		1	2,405	2	3,000	1	2,600	1	2,600					令和3年度よりウェブ掲載
北の森だより(北海道支所)		—	—	2	2,200	2	2,200	1	1,000					
フォレストウインズ(東北支所)		—	—	4	4,000	4	4,000	4	4,000					
四国の森を知る(四国支所)		—	—	2	1,900	2	1,800	4	8,000					
研究情報(関西支所)		—	—	4	8,800	4	8,000	2	2,000					
九州の森と林業(九州支所)		—	—	4	6,000	4	5,800	4	4,500					
林木育種の実施状況及び統計(育種センター)		1	315	1	400	1	400	1	400					
林木育種情報(育種センター)		3	10,339	3	10,900	3	10,500	1	10,500					
年報(研究所、支所、育種センター、育種場)		—	—	13	—	8	—	8	—					
林木育種センターパンフレット		—	—	—	—	—	—	1	300					
北海道育種場だより		1	—	2	600	2	428	2	328					ウェブ掲載
東北の林木育種		4	—	3	3,600	3	3,600	3	3,600					
関西育種場だより		3	—	3	927	3	927	3	918					
九州育種場だより		2	—	2	670	2	700	2	717					
広報誌「季刊水源林」		4	—	4	16,000	4	16,000	4	16,000					
森林整備センターパンフレット		—	—	6	—	8	—	5	—					
水源林造成事業パンフレット		—	—	5	—	8	—	5	—					
広報誌「森林保険だより」		4	24,400	4	24,800	4	24,800	4	24,800					
広報誌「森林保険だより」特別号		—	—	1	1,000	1	1,760	—	—					
森林保険パンフレット(令和元年度版)増刷		—	—	1	30,000	—	—	—	—					
森林保険パンフレット(令和3年度版)		—	—	1	130,000	—	18,030							
森林保険パンフレット令和5年12月版(新商品対応版)		—	—	—	—	—	—	1	170,000					
森林保険通信(メール配信・ウェブ掲載)		—	—	9	—	1	—	—	—					
森林保険ポスター		—	—	1	5,000	1	5,000	1	5,000					
水源林造成事業パンフレット		—	—	5	—	8	—	5	—					
非定期刊行物(ISBN登録分)(研究所)[回]		回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	
森林保険広告掲載		—	5	4	10									
ウッドデザイン賞応募(ウッドデザイン賞受賞)		—	—	1	—									
森林教育プログラム・事例集		—	—	—	1									
九州育種場におけるスギ採穂台木の仕立て方		—	—	—	1									

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	第4 その他業務運営に関する重要事項 3 ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231、2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報)
該当なし								

※1 前中長期目標期間の平均値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
(1) 内部統制の充実・強化 内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCA サイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。 このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるよう取り組む。 新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応のためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。 (2) コンプライアンスの推進 森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。 特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。 また、コンプライアンス確保のためにPDCA サイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。	(1) 内部統制の充実・強化 関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行することとし、森林研究・整備機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。また、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進し、モチベーションの向上につなげる。 新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて見直すこととする。 また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに監査従事職員等の資質向上を図りつつ、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。 (2) コンプライアンスの推進 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。 また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の対策を着実に推進する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	
評価の視点	評価指標
<評価の視点1> ・各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用が図られているか。 <評価の視点2> ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているか。	(評価指標1) 1 内部統制システムの着実な運用の取組状況 (評価指標2) 1 法令遵守などのコンプライアンスの取組状況

年度計画	法人の業務実績等・自己評価	
	業務実績	自己評価
第4 その他業務運営に関する重要事項 3 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図るとともに、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進するための取組を行い、モチベーションの向上につなげる。 新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて見直すこととする。 また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。 (2) コンプライアンスの推進 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。	＜主要な業務実績＞ (評価指標1) 1 内部統制システムの着実な運用の取組状況 法人のガバナンス機能の強化を図るため、内部統制に関する事項を定めた理事会規程に基づき、理事会の適切な運営に努めた。 また、コンプライアンス、リスク管理に係る規程類に基づき、機構内各業務の関係部局との連携強化に努めた。特にリスク管理においては、リスクを再評価し、次年度の計画に反映させ、継続的に業務改善を行うとともに、リスクレベルの評価を加えた新たなリスク管理の手法の一部導入を開始した。 政府において、5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5 類感染症」に位置付けられたことに伴い、当機構においても5月8日付にて「新型コロナウイルス感染症対策実行本部」を廃止し、個人の自主的な取組を基本とする対応に転換した。引き続き基本的感染対策は有効である旨を周知した。 監事及び会計監査人においては、監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況及び決算監査における取りまとめ報告について、各段階で意見交換を行いながら密接な連携強化を図った。また、監査従事職員を以下の各種講習会等に参加させ、情報を収集するなど資質向上を図りながら、各部門においてPDCA サイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施した。 ・会計検査院主催「第42回政府出資法人等内部監査業務講習会」 ・(財)経済調査会主催「公共調達と会計検査・公共工事と会計検査講習会」 ・内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター政府機関総合対策グループ主催「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」について	自己評価 評価 B ＜評価と根拠＞ 理事会の適切な運営に努め、機構内各業務の関係部局との連携強化に努めた。 コンプライアンスに関しては、3業務ごとに設けた推進委員会で取組方針を決定しつつ、計画的に業務を進めており、年度末には理事長へ取組結果を報告した。 リスク管理においても、同様に3業務ごとのリスク管理委員会での審議結果を、機構リスク管理委員会へ報告した(評価指標1)。 新型コロナウイルス感染症対策については、感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行後も、基本的な感染対策を踏まえ感染の予防を図った(評価指標1)。 監査従事職員を各種講習会等に参加させ、得た知見の活用を図りながら、内部監査を効率的・効果的に実施した(評価指標1)。 コンプライアンス推進委員会を開催し、その中で決定した方針に基づき、コンプライアンスに関連する研修、コンプライアンス意識調査の実施・分析、公益通報窓口及び昨年度設置した外部相談窓口等の周知徹底などの取組を行った。 様々な取組を通じ、役職員のコンプライアンス意識の向上につなげた(評価指標2)。
	(評価指標2) 1 法令遵守などのコンプライアンスの取組状況 研究開発業務・水源林造成業務等・森林保険業務の各業務が実施する事務及び事業の具体的内容が大きく異なることから、それぞれの業務ごとに外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、その中で決定した方針に基づき年間取り組み、その取組状況について点検・評価した上で、次年度の取組方針へ反映させた。特に、コンプライアンスの意識向上に向けた取組には、職員の身近で具体的な事例を掲載した業務ごとに作成の「コンプライアンス・ハンドブック」を役職員にイントラネットも活用して配布し、周知を行った。 研修については、引き続き新型コロナウイルス感染症等の基本的な感染の防止に配慮しつつ、対面とウェブを活用した階層別研修等を実施するとともに、実施後はeラーニングにより理解度チェックを行った。 国立研究開発法人協議会が提唱した、12月を「コンプライアンス推進月間」とする取組に機構として	

参加し、役員より職員へメッセージを発したほか、ポスター掲示並びにコンプライアンス標語募集を実施するなどの意識強化の取組を行った。各業務の優秀標語については、会議での周知や掲示などを通じ、これらの取組が職員に根付くよう努めた。

【研究開発業務】

(1) 主な研修

- ・ハラスメント研修
- ・公的研究費等に関するコンプライアンス教育研修(役職員のほか、研修生等で公的研究費等(運営費交付金を含む)による経費の支給を受ける者(可能性のある者を含む。))。
- ・情報セキュリティ教育研修(役職員及び研修生等)
- ・研究倫理研修(研究に関わる役職員及び日本学術振興会特別研究員)
- ・発注者綱紀保持に関する研修(発注事務を担当する役職員)

※研修生等には、研修生、日本学術振興会特別研究員及び派遣職員など、当機構との雇用関係がない者で、当該業務に関わる者も含む。

※育児休業等、事情により受講できなかった者は除く。

(2) 主な取組状況

○コンプライアンス意識向上の取組

- ・コンプライアンス意識調査の実施、分析を行い、その内容について各組織に周知し注意を喚起した。
- ・毎月一日、イントラネットを活用し、各種通報・相談窓口や公益通報処理規程等について継続して職員への周知を行った。
- ・各種研修の理解度を高めるため、eラーニングを受講させた。

○風通しの良い職場づくりの取組

- ・公益通報制度の活用を推進するため、職場内にポスターを掲示するとともに、会議や研修等の場で周知を図った。

【水源林造成業務】

(1) 主な研修

- ・「コンプライアンス・ハンドブック」等を使用した研修(新規採用職員)
- ・職場のハラスメントに関する研修(役職員)
- ・eラーニングによる公益通報及びハラスメント研修(役職員)
- ・「コンプライアンス推進の心得」を使用した研修(新任管理職)
- ・情報セキュリティ研修(役職員)
- ・各地域で開催の著作権、ハラスメント、メンタルヘルス研修等(実務担当者等)

※育児休業等、事情により受講できなかった者は除く。

(2) 主な取組状況

○コンプライアンス意識の向上を図る取組

- ・森林整備センターの組織としてのあるべき姿、目指すべき目標を示した「緑の行動規範」をウェブサイトに掲載し周知することで、コンプライアンス意識の向上に努めた。
- ・コンプライアンス・ハンドブックを活用して職場内学習を行うことにより、コンプライアンスに対する理解と意識の向上を図った。
- ・毎月発行しているニュースレターに掲載したコンプライアンス便りの記事等を題材に、各職場内でディスカッションを行った。
- ・各職場におけるコンプライアンスの取組目標・取組結果を四半期ごとに取りまとめ幹部会に報告するとともに、各職場にもフィードバックし情報共有を図った。
- ・各職場でのディスカッションを通じてコンプライアンス意識の向上を図った。

○風通しの良い職場づくりの取組

- ・「コミュニケーションスキルの向上」、「モチベーションの向上」、「定時退所の促進」、「メンタルヘルスの向上」、「ハラスメント対策」など、より良い職場環境づくりに資する取組を継続して進めた。

また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の着実な推進に努める。	・「公益通報窓口・苦情相談窓口」の連絡先を記したビラをイントラネット及び職場内に掲示並びに各種会議において周知を図った。 ○コンプライアンス自己診断(9月～10月) ・役職員を対象に法令遵守や倫理の保持等を定めた「緑の行動規範(10原則)」の自己評価を実施することで、コンプライアンスの浸透・定着状況を確認した。このことにより、個々人の行動規範に対する意識の維持・向上を図った。 ○コンプライアンス推進月間(12月)の活動 ・役職員を対象にeラーニングによる研修及びコンプライアンス理解度テストを実施し、公益通報、ハラスメント及びコンプライアンスに対する認識を深め意識の向上を図った。 【森林保険業務】 (1) 主な研修 ・コンプライアンス及びハラスメント研修(全職員) ・情報セキュリティ研修(全職員) ※育児休業等、事情により受講できなかった者は除く。 (2) 主な取組状況 ○コンプライアンス意識向上の取組 ・全職員を対象にコンプライアンス行動規範の自己診断を実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。 ○コンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い組織づくり ・コンプライアンスに関する題材をもとに、各課室等において四半期ごとに意見交換会を実施し、各職員の考えや問題意識を共有することで、課室内の意思疎通を図り良好な職場環境づくりに努めた。 ・業務上のリスク項目を取りまとめた「危険予知活動実践表」をもとに全職員が自己点検を実施し、危機管理意識の向上を図った。 ・「公益通報窓口・苦情相談窓口」のポスターを職場内に掲示するとともに、会議や研修等の場で周知を図った。 APRIN(一財)公正研究推進協会)の研究倫理教育eラーニングの受講対象となる新規採用の研究者全員に受講を完了させた。 また、統合イノベーション戦略推進会議において令和3年4月27日に決定された「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」及び「研究インテグリティの取組の徹底について」(令和5年6月20日、内閣府特命担当大臣、経済安全保障担当大臣)に対応すべく、研究倫理研修(10月5日開催)において「研究活動における利益相反とその管理について」と題する講演会を開催するとともに、令和6年2月2日に「国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における利益相反マネジメントポリシー」を、令和6年2月6日に「国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における利益相反マネジメント規程」をそれぞれ制定した。 令和4年度に研究上の不適正事案が複数確認されたことから、令和5年度にかけ再発防止策の検討を行うとともに、これらを研究倫理研修の題材とするなどにより役職員の意識の向上を図った。 研究費の使用については、適正な物品購入のため研究課題ごとに、物品等購入計画書の提出を徹底し、要求時及び契約時に内容審査を適切に実施した。 また、「公的研究費等の不正防止に向けて」、「公的研究費の事務手引き」、「科学研究費助成事業経理事務手引き」を最新の情報となるよう見直すとともに、不正防止に関する教育研修及び事務説明会の開催、理解度テストの実施により周知徹底を図り、不正防止計画の着実な推進に努めた。	研究インテグリティの確保のため、利益相反マネジメントポリシー及び利益相反マネジメント規程を制定した。 研究倫理教育eラーニングの受講や、「研究活動における利益相反とその管理について」の講演を行うなど、最新の動向を踏まえ、研究(費)不正防止に取り組み、受講率は100%となった。 研究費の使用については、要求時及び契約時に内容審査を厳正に実施し、適正使用につなげた(評価指標2)。
---	--	--

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

		以上を総合的に勘案し、第4-3に係る自己評価は「B」とする。 <課題と対応> 引き続き中長期計画に沿って取り組む。
主務大臣による評価	評価	B
<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。		
4. その他参考情報		
特になし。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	第4 その他業務運営に関する重要事項 4 人材の確保・育成		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231、2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
年度当初の常勤職員数〔名〕								
研究開発	—	747	766	769	769			各年度当初の4月1日現在の職員数
水源林造成業務	—	354	347	354	352			〃
森林保険	—	31	31	32	31			〃
研修件数〔件〕	—	55	76	108	129			
研修受講者数〔名〕	—	7,416	10,860	12,880	13,189			
免許・資格取得者数〔名〕	—	14	13	18	36			
評価指標3に係るもの								
ラスバイレス指数(一般職員)	—	101.1	100.9	100.6	101.0			
ラスバイレス指数(研究職員)	—	100.1	100.2	99.2	99.8			

※1 前中長期目標期間の最終年度の実績値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
(1) 人材の確保・育成 業務を効率的かつ効果的に推進するため、「人材確保・育成方針」を策定し、職員の適切な配置等を図る。 研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知的財産や情報セキュリティ等に関する高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装化を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との人的連携の一層の強化を図る。 水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。 森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。 また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成を図るとともに、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。	(1) 人事に関する計画 業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。 大学での林学・林産学の研究分野が改廃され、大学院への進学者数が減り、我が国の当該分野の研究基盤が揺らいでいる中で、分野・業種をまたがったイノベーションの推進が必要になっている。そのため、研究開発業務においては、国内最大の森林・林業・木材産業及び林木育種分野の試験研究機関として、基礎から応用に至る研究開発を支える人材を確保し、またその成果の創出・イノベーション推進のため、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。 水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。 森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。 (2) 職員の資質向上 職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。 研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成するとともに、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。さらに、オープンサイエンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。 一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。
(2) 人事評価システムの適切な運用	(3) 人事評価システムの適切な運用

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (3) 役職員の給与水準等 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。		職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (4) 役職員の給与水準等 役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。	
主な評価軸(評価の視点)、指標等			
評価の視点		評価指標	
<評価の視点1> - 各業務において、必要とする人材を確保しているか。 - 各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。 <評価の視点2> - 職員の業績及び能力評価を適切に行っているか。 - 研究職員については、研究業績のみならず、研究開発効果の行政施策や技術移転活動等への貢献に応じた評価を行っているか。また、人事評価結果を適切に処遇へ反映しているか。 <評価の視点3> - 給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。		(評価指標1) - 研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況 - 水源林造成業務、森林保険業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか - 職員の研修等を計画的に行っていること - 各種研修の実施状況 (評価指標2) - 人事評価の実施状況 - 人事評価結果の処遇への反映状況 (評価指標3) - ラスパイレス指数	
年度計画		法人の業務実績等・自己評価	
		業務実績	自己評価
第4 その他業務運営に関する重要事項 4 人材の確保・育成 業務の円滑な運営のために人材の確保・育成方針を策定し、機構の持つ人的資源の活用最大化に取り組む。 (1) 人事に関する計画 業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。 研究開発業務においては、基礎から応用に至る研究開発を支える人材を確保する。国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。		＜主要な業務実績＞ (評価指標1) 1 研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況 【研究開発業務】 優れた人材を確保するために以下の対策を行い、研究職員については、女性1名(うちテニユア型任期付0名)、男性15名(うちテニユア型任期付5名)を採用した。一般職員については、新たに10名(女性6名、男性4名)を採用した。 - 令和7年4月の一般職員の新規採用に向け、令和5年12月に、インターンシップを開催し、研究成果の講演聴講、職場実務の見学、施設見学及び先輩職員との交流など、研究所の魅力や業務の内容を紹介することにより、人材の確保に努めた。 - 令和6年4月の採用に向けて、情報セキュリティ対策、研究成果の情報発信、電気設備の保安監督業務など高度の専門的知識と資格等を必要とする業務遂行と将来業務を担う人材育成のため、情報・広報・電気分野において特別なスキルをもった(特定任期付)職員の採用公募を実施し、人材の確保に努めた。 - ウェブサイトへ公募案内を掲載した。また、一般職員の令和6年4月期の採用にあたり、就職情報サイトへの募集案内を掲載した。 - 関連する大学、都道府県研究機関及び科学技術振興機構研究者人材データベースに募集案内の公告掲示を依頼し広く公募した。 - 日本森林学会主催「森林・林業分野職業研究会」にて職種説明会を行い、就職活動を行う学生に進路決定に関する後押しをしたほか、職種にマッチした学生の獲得につながる活動を行った。 - 英文の公募案内を作成するなど、優れた人材の確保に努めてきたことにより、令和5年4月には外国籍の優れた研究者の採用へとつながった。 - 専門的研究実績を有する者が少ない研究分野に対しては、博士号未取得者をテニユア型任期付職員	自己評価 評定 B ＜評定と根拠＞ 左記の業務実績のとおり、人材の確保・育成について、当初計画に記載した取組を着実に実施した(評価指標1-1)。 加えて、 - インターンシップを開催し、研究所の魅力や業務内容を紹介することにより、採用後のミスマッチを防ぎ、早期の段階から優秀な学生の確保に努めた。 - 高度な専門的知識と資格を要する業務について、円滑な業務遂行と人材育成のため、特定任期付の公募を実施し、優秀な人材の確保に努めた。 - 日本森林学会で職種説明会を開催し、就職活動を行う学生に進路決定に関する情報提供を行うとともに人材確保につながる活動を行った。 - 英文で公募案内を作成するなど、人材確保に努めたことにより、優れた外国籍の研究者採用につながった。

水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え、必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。 森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。 (2) 職員の資質向上 職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。 研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成するとともに	として募集することで人材の確保に努めるとともに、研究推進に不可欠な技術や情報取得の指導を通じた人材育成を図った。 2 水源林造成業務、森林保険業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか。 【水源林造成業務】 水源林造成業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、ウェブサイト及び就職情報サイトへ募集案内の掲示を行うとともに、職員採用パンフレットを各所へ配布し、新卒者 11 名（女性 3 名、男性 8 名）を採用するとともに、社会人経験者 5 名（女性 2 名、男性 3 名）を採用した。 【森林保険業務】 森林保険業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、ウェブサイト及び就職情報サイトへ募集案内の掲示等を行うとともに、職員採用パンフレットを作成し、2 名（女性 1 名、男性 1 名）を採用した。また、林野庁、損害保険会社及び全国森林組合連合会からの出向により、林業経営や森林被害、損害保険等に精通した人材を確保した。 3 職員の研修等を計画的に行っていること 国や独立行政法人等が主催する各種研修、技術講習会やセミナーなどに職員を参加させるとともに、所内 e ラーニングを活用し全職員を対象とするコンプライアンス研修やハラスメント防止研修等の受講を義務づけ、職員の資質向上を図った。 4 各種研修の実施状況 ○研究開発業務における研修等受講者数 研修件数 73 件 受講者数 9,790 名（詳細は別表 1 参照） ○水源林造成業務における研修等受講者数 研修件数 39 件 受講者数 2,924 名（詳細は別表 2 参照） ○森林保険業務における研修等受講者数 研修件数 17 件 受講者数 475 名（詳細は別表 3 参照） 計 129 件 延べ 13,189 名 【研究開発業務】 一般職員の新規採用者を対象に、研究開発業務への理解を深めるため、研究所内の施設や林木育種センターの現場見学を実施した。 研究職員と一般職員の相互理解促進策の一環として、若手一般職員を対象に、研究現場において身をもって研究活動に携わることによって、研究の意義や研究の現状・課題等についての認識を深め、今後の業務に活かすことを目的として、研究体験を実施した。 また、行政機関との更なる連携強化のため、林野庁中堅・若手職員を対象に研究施設の見学会及び研究業務に関する研修会を実施した。 以下により、若手研究職員を中心に人材の育成を図った。 ・外部の競争的資金による研究プロジェクトへの採択率を上げるため、所内講師による領域横断型セミナーを開催した結果、科研費基盤 A が 4 件採択された（前年度採択件数 0 件）。 ・運営費交付金による所内の競争的研究（交付金プロジェクト 2）により、新規採用者を含む若手職員の課題提案促進と担当研究ディレクターや領域長による提案内容への指導を行い、4 課題の採択につなげた。 ・任期付研究員のテニュア審査対象者（5 名）の指導に取り組み、全員がテニュア審査に合格した。 研究開発業務の人材を育成するため、以下の取組を行った。 ・前年度に協定を締結した京都府立大学に、連携教員として 3 名の研究職員を委嘱した。 ・筑波大学、千葉大学、東京大学、三重大大学とは引き続き連携し、学生の受入れ及び教育研究指導を行った。	水源林造成業務及び森林保険業務については、新卒者、社会人経験者及び林野庁等からの出向等により、業務の確実な実施に必要な人材を確保した。（評価指標 1－2） 各種研修等については、外部研修のほかにも、所内 e ラーニングを活用し全職員に各種研修受講を義務づけ、研修機会を増やすことによって、職員の資質向上を図った。 加えて、 ・一般職員新規採用者の試験地等現場見学を実施し、研究開発業務の理解の促進を図った。 ・若手一般職員を対象として、研究業務体験を実施し、相互理解の促進を図った。（評価指標 1－3）。 連携大学院制度による新たな連携協定を締結するなど大学との連携強化を図った。また、引き続きクロスアポイントメントを実施した。（評価指標 1－3）。
---	---	--

に、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。

さらに、オープンサイエンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。

一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

・筑波大学とはクロスアポイントメント協定による1名の在籍派遣を継続した。

オープンサイエンス化に対応し研究職員の発表論文を公表するため、機関リポジトリを構築した。5年度はリポジトリ公開先の JAIRO Cloud の運用開始に伴い、学術雑誌論文(600件)並びに研究報告(124件)を登録公開した。

※ オープンサイエンス化

論文や論文の根拠データなどの学術情報をインターネットから無料で入手でき、誰でも制約なくアクセスできるようにすること。

※ 機関リポジトリ

生産された研究成果等を電子的に収集・蓄積・保存し、内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステム。

※ JAIRO Cloud

国立情報学研究所とオープンアクセスリポジトリ推進協会が共同運営しているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスであり、現在日本国内の大学、研究機関等748機関が参加している。

【研究開発業務】

一般職員の資格取得を一層促進するため、受験料等を補助する国家資格等の取得に関する取扱いについて、補助の対象とする資格を69資格(見直し前は、18資格)に拡大するとともに、支援内容を受験料及び登録料の全額(見直し前は、受験料の全額及び登録料の2分の1の額を補助)、また不合格の場合、1回に限り受験料の半額を補助とし、職務意欲の向上、専門知識の習得など職員の自己啓発意欲への支援を推進した。

研究業務及び研究支援業務の遂行のために、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等国家資格等の取得に関する取扱い要領」に基づき、新たに有用となる免許及び資格を確実に取得させるとともに、各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。

○研究開発業務における免許取得者数

危険物取扱者(甲種)(3名)、危険物取扱者(乙種第4類)(11名)、第一種衛生管理者(2名)、わな猟免許(3名)、特別管理産業廃棄物管理責任者(1名)、知的財産管理技能検定(2級)(1名) 合計 21名

○研究開発業務における技能講習会等参加者数

23種の技能講習会等に延べ104名が参加した(詳細は別表4参照)。

【水源林造成業務】

業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」について、事前の申請・承認がなくても受験料の補助ができるように改善し、業務遂行に有用な免許その他業務に密接な関連を有する資格の取得の促進に努め、職務意欲の向上、職員の自己啓発意欲への支援を推進した。

また、「森林整備センターにおける人材育成の基本方針」に基づき、官庁等が主催する外部研修会等に職員を参加させ資質の向上を図った。

○水源林造成業務における免許取得者数

1級土木施工管理技士(1名)、1級土木施工管理技士補(1名)、第1種衛生管理者(1名)、わな猟免許(1名)、ビジネス実務法務検定(1名)、ビジネスマネージャー検定(1名)、ビジネスマナー技能検定(1名)、秘書技能検定(1名)、情報セキュリティマネジメント試験(2名)、ITパスポート(3名)、林業技士(2名) 合計 15名

(3) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。 また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (4) 役職員の給与水準等 役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準となるよう取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。	○水源林造成業務における外部研修会等参加者数 研修件数 21 件 受講者数 39 名 (詳細は別表5 参照) 【森林保険業務】 職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に有用な資格取得の促進に努めるとともに、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター職員研修要領」に基づき職員の研修計画を作成し、官公庁等が主催する外部研修会等に職員を参加させ、職員の資質の向上を図った。 ○森林保険業務における外部研修会等参加者数 研修件数 5 件 受講者数 15 名 (詳細は別表6 参照) 【評価指標2】 1 人事評価の実施状況 一般職員等の人事評価については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施した。 【研究開発業務】 研究職員の業績評価については、「研究職員業績評価実施規程及び研究職員業績評価実施要領」に基づき、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行った。 一般職員については8月に、被評価者を対象とした人事評価制度の理解促進のための研修を実施するとともに、評価者を対象とした人事評価制度の習熟のための研修を実施した。研究職員については1月に評価者訓練を実施した。 【水源林造成業務】 5月及び6月に新任管理職を対象に評価者研修を実施した。また、2月及び3月に管理職登用後一定期間を経た者を対象に、評価スキルの向上、被評価者の指導に必要な知識、コミュニケーションスキルの向上を目的とした評価者再研修を実施した。 【森林保険業務】 8月に新任管理職を対象に評価者研修を受講させた。 2 人事評価結果の処遇への反映状況 人事評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率判定に活用した。 【評価指標3】 1 ラスパイレス指数 法人の給与体系については、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して職員給与規程を規定しており、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で給与水準の見直しを行い、国家公務員と同等の水準となるようにした。この結果、令和5年度のラスパイレス指数については、事務・技術職員は101.0、研究職員は99.8となった。検証結果や取組状況については、6月末に「国立研究開発法人森林研究・整備機構の役職員の報酬・給与等について」により、ウェブサイト上で公表した。 (事務・技術職員) 対国家公務員(行政職) 101.0 (研究職員) 対国家公務員(研究職) 99.8	評価システムの適切な運用についても、左記の業務実績のとおり、当初計画に記載した取組を着実に実施した(評価指標2-1及び2-2)。 役職員の給与水準等についても、左記の業務実績のとおり、当初計画に記載した取組を着実に実施した(評価指標3)。
---	---	---

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

		以上を総合的に勘案し、第4-4に係る自己評価は「B」とする。 <課題と対応> 給与水準については、国家公務員の水準と同程度となるよう努める。
主務大臣による評価	評価	B
<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。		

4. その他参考情報
特になし。

別表1 研究開発業務における研修等受講者数 9,790 名

No.	研 修 名	受講者数 (名)
1	新規採用者研修	17
2	新採用総合研修 (森林技術総合研修所)	17
3	高性能林業機械 (安全指導・前期) (講義)	1
4	高性能林業機械 (安全指導・後期) (実習)	1
5	農林水産関係研究リーダー研修	2
6	農林水産関係若手研究者研修	1
7	農林水産関係中堅研究者研修	2
8	農研機構全職種管理者研修	11
9	農研機構チーム長等研修	5
10	農研機構主査等研修	6
11	第18回ワーク・ライフ・バランス (WLB) セミナー	1
12	名古屋工業大学ダイバーシティ推進シンポジウム「共に創る未来へ」	1
13	政府関係法人会計事務職員研修	2
14	公文書管理研修Ⅰ (第1回)	12
15	公文書管理研修Ⅱ (第1回)	7
16	公文書管理研修Ⅰ (第2回)	5
17	公文書管理研修Ⅱ (第2回)	3
18	第236回農林交流センターワークショップ「メッシュ農業気象データ利用講習会」	2
19	公文書管理セミナー	1
20	安全運転管理者等講習	6
21	茨城県高圧ガス保安講習会	3
22	第32回「消費税中央セミナー」	3
23	行政手続法・行政不服審査法の運用に関する研修(基礎) (Web 配信視聴)	1

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

24	ナラ枯れ被害対策研修会	2
25	情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修 (Web 配信視聴)	1
26	札幌法務局管内訟務担当者協議会例会 (オンライン参加)	1
27	北海道地区女性職員登用推進セミナー (オンライン参加)	1
28	給与勧告を踏まえた各種人事院規則の一部改正等についての制度説明 (オンライン参加)	1
29	情報公開・個人情報保護訴訟に関する実務連絡会 (オンライン参加)	2
30	評価・監査北海道セミナー (Web 配信視聴)	1
31	キャリア支援研修 20	1
32	ドローン技術研修	1
33	第 47 回近畿地区課長補佐研修	1
34	企業内人権啓発推進研修会	1
35	走行集材機械運転業務特別教育	1
36	情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修会	1
37	危険物取扱者保安講習会	1
38	安全運転管理者	1
39	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	1
40	給与実務初任者等研修会 (諸手当・支給)	2
41	キャリア支援研修 20	1
42	キャリア開発セミナー30	1
43	中国地区メンター養成研修	1
44	令和 5 年 4 月 1 日付け、令和 4 年 12 月 1 日付け採用者研修 (林木育種センター)	4
45	令和 5 年 7 月 1 日付け採用者研修 (林木育種センター)	2
46	若手職員に対する集合研修	17
47	研究倫理教育 e ラーニング (eAPRIN) 受講	11
48	第 1 回情報セキュリティ教育研修	1,031
49	第 2 回情報セキュリティ教育研修	193
50	遺伝子組換え実験教育訓練	65
51	第 1 回研究領域横断型セミナー	167
52	公的研究費等に関するコンプライアンス教育研修	1,102
53	海外安全講習会	53
54	放射線業務従事者教育訓練	14
55	労働安全週間における研修	865
56	管理監督者に対する職場のメンタルヘルスに関する教育	78
57	化学物質等の管理に関する教育訓練	531

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

58	知財セミナー	50
59	第41回ダイバーシティ推進セミナー	129
60	交通安全講話	56
61	労働衛生週間における研修・第42回ダイバーシティ推進セミナー(共催)	760
62	研究倫理研修会	536
63	公文書管理に関する研修	766
64	ダイバーシティ・コミュニケーション研修	18
65	発注者綱紀保持に関する研修	471
66	ハラスメント(コンプライアンス)研修	622
67	無人航空機講習会	38
68	個人情報保護に関する研修	953
69	職員倫理研修	888
70	人を対象とする生命科学・医学系研究に関する研修	31
71	自主学習支援Eラーニング研修(Web研修)	128
72	交通安全講話(林木育種センター)	56
73	交通安全講話(林木育種センター関西育種場)	10
		計 9,790

別表2 水源林造成業務における研修等受講者数 2,924名

No.	研修名	受講者数(名)
1	新規採用職員研修	16
2	新任管理職研修	5
3	評価者研修	5
4	評価者再研修	7
5	中堅職員研修	10
6	コンプライアンス研修Ⅰ(管理者)	95
7	コンプライアンス研修Ⅰ(一般)	391
8	コンプライアンス研修Ⅱ(全職員向け)	481
9	情報セキュリティ研修	480
10	労働安全衛生管理研修	230
11	職場のメンタルヘルス基礎研修会	2
12	メンタルヘルス研修(各種テーマ別)	48
13	公文書管理研修Ⅰ	37
14	公文書管理研修Ⅱ	8
15	公文書管理に関する研修	461
16	個人情報保護に関する研修	465

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

17	発注者綱紀保持に関する研修	45
18	改正定年制度実務研修会	1
19	給与実務者研修(人事院勧告)	4
20	苦情相談実務研修会	3
21	服務・懲戒・分限制度実務研修会	4
22	公共調達・公共工事と会計検査講習会	5
23	会計検査の指摘事例から学ぶ設計・施工不良の改善策講習会	5
24	政府出資法人等内部監査業務講習	1
25	官公需確保地方推進協議会	1
26	消費税中央セミナー	1
27	予算編成支援システム研修	2
28	林業成長産業化構想技術者育成研修	8
29	公共工事における積算マネジメントと土木工事積算必携講習会	1
30	森林保険ドローン技術講習	8
31	鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修(ブロック別)	5
32	入札談合等関与行為防止法研修	1
33	ハラスメント研修	9
34	情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修	3
35	JRRC 著作権セミナー	19
6	過重労働解消のためのセミナー(テーマ別)	40
37	産業保険総合支援センター開催セミナー(テーマ別)	15
38	経営変革を加速する戦略的AI活用セミナー	1
39	森林による防災・減災技術の国際展開セミナー	1
		計 2,924

別表3 森林保険業務における研修等受講者数 475 名

No.	研 修 名	受講者数(名)
1	若手職員等向け研修(総務)	15
2	保険知識の向上研修	15
3	ハラスメント研修(4~5月)	38
4	ハラスメント研修(12月~1月)	36
5	メンタルヘルス研修	32
6	コンプライアンス研修(5月~8月)	37
7	コンプライアンス研修(12月)	37
8	労働安全衛生管理研修	35
9	情報セキュリティ研修	37

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

10	個人情報保護研修	36
11	現場業務研修	3
12	ダイバーシティ研修	37
13	公文書管理研修	37
14	心の健康管理研修	38
15	発注者綱紀保持のための研修	3
16	評価者研修	3
17	交通安全研修	36
		計 475

別表4 研究開発業務における技能講習会等参加者数 104 名

No.	講習会等名	参加人数(名)
1	危険物取扱者(甲種)	3
2	伐木等業務従事者特別教育	10
3	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	3
4	高所作業車特別教育(10m未満)	2
5	小型車両系建設機械特別教育(3t未満)	1
6	刈払機作業安全衛生教育	14
7	安全運転管理者講習	2
8	甲種防火管理者講習	2
9	危険物取扱者(乙種 4類)	11
10	危険物取扱者保安講習	11
11	わな猟	3
12	知的財産管理技能検定2級	1
13	天井クレーン定期自主検査者安全教育	17
14	特別管理産業廃棄物管理責任者	1
15	第一種衛生管理者	2
16	玉掛け技能講習	3
17	普通第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習	1
18	研削砥石取替業務特別教育	2
19	丸のこ等取扱い作業従事者安全教育	2
20	鳥類標識調査者(バインダー)	1
21	走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	1
22	フォークリフト運転技能講習	9
23	床上操作式クレーン運転技能講習	2
		計 104

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

別表5 水源林造成業務における外部研修会等参加者数 39 名

No.	研修会等名	参加人数(名)
1	会計事務職員契約管理研修	1
2	政府関係法人会計事務職員研修	3
3	森林計画(計画策定)研修	1
4	森林立地・施業技術研修	2
5	生物多様性保全研修	1
6	山村振興・地方創生推進研修	1
7	森林整備研修	1
8	森林作業道作設指導者・監督者研修	2
9	保安林及び林地開発許可1研修	1
10	保安林及び林地開発許可2研修	1
11	森林保護管理(獣害)研修	2
12	森林作業システム研修	2
13	高性能林業機械研修(生産性)	1
14	森林作業道(基礎)研修	1
15	森林作業道(調査設計)研修	5
16	木材産業・木材利用(基礎・木質バイオマス利用)研修	2
17	木材産業・木材利用(先進事例学習)研修	1
18	研修企画運営実務(先進事例学習)研修	1
19	森林総合管理土育成(前期)研修	3
20	森林総合管理土育成(後期1)研修	1
21	森林総合管理土育成(後期3)研修	6
		計 39

別表6 森林保険業務における外部研修会等参加者数 15 名

No.	講習会等名	参加人数(名)
1	公文書管理研修	3
2	予算編成支援システム研修	1
3	ドローン技術講習	6
4	CISRT 研修	4
5	消費税中央セミナー	1
		計 15

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	第4 その他業務運営に関する重要事項 5 ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-① 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※2)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
女性職員割合 [%]	—	16.6	18.5	18.9	19.3			
女性管理職割合 [%] (※1)	—	5.1	7.5	4.7	4.7			
評価指標2に係るもの								
育児休業利用者数 (女性) [人]	—	5.0	8	9	4			
育児休業利用者数 (男性) [人]	—	3.4	7	8	13			

※1 管理職は課長相当職以上を指す。

※2 前中長期目標期間各年度4月1日における割合・人数の平均値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標		中長期計画	
テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。 また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。		テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供することにより、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。	
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価指標	
・男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。		1 ダイバーシティ推進の取組状況 2 勤務形態の状況	
年度計画	法人の業務実績等・自己評価		
	業務実績		自己評価
第4 その他業務運営に関する重要事項 5 ダイバーシティの推進 テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供する。	＜主要な業務実績＞ （評価指標） 1 ダイバーシティ推進の取組状況 キャリア形成に関する悩みや心配事を相談する場であるキャリアカウンセリングについては、機構の全職員が参加できるよう、対面、ウェブ会議、電話による開催形態を整え、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務で合同開催した。合同開催により、対応能力の向上につながる情報や知見の共有を進めた。		評価 A
			＜評価と根拠＞ ダイバーシティ推進について、先の業務実績のとおり、当初計画に記載された取組を着実に実施した。 令和5年度はダイバーシティサポートオフィス（DSO）の幹事として、DSO 加盟機関のダイバーシティ推進の取組を進めるため、DSO 懇話会の話題提供及び積極的な発言等を行った。9月からは事務局を担当し、会議の運営やニュースレターの作成及び発行等、多角的な活動を行いDSO のダイバーシティ推進の取組を

男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。 また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。	ダイバーシティに関する役職員の理解を深めるため、令和5年度は以下のセミナー及び男女共同参画週間の展示を開催し、職員の意識啓発を図った。「不妊治療と仕事の両立に関する研修会」受講後アンケートでは97%が「機構のダイバーシティ推進を図るうえで役立つ」と回答し、89%が「不妊治療と仕事の両立に関して意識の改善があった」と回答し、ダイバーシティ推進の取組の周知と職員の意識啓発が進んだ。 セミナー： ・研究開発業務：「不妊治療と仕事の両立に関する研修会」、「メンタルヘルス研修～セルフケア編」、「仕事と介護の両立支援～知らないで損する介護の知識」 ・水源林造成業務：「不妊治療と仕事の両立に関する研修会」、「メンタルヘルス研修～セルフケア編」、「仕事と介護の両立支援～知らないで損する介護の知識」 ・森林保険業務：「不妊治療と仕事の両立に関する研修会」、「仕事と介護の両立支援～知らないで損する介護の知識」 男女共同参画週間のイベント： ・「アンコンシャスバイアス」展示 ・「一時預り保育制度の紹介」展示 ・一時預り保育室 見学会 セミナーの開催や職場内のアンケート等に当たっては録画ビデオの配信やウェブツール等を活用し、出先機関の職員の参加を可能とするなど、ダイバーシティに関する情報交換の機会を幅広く提供した。 ダイバーシティ推進関連のイベント等の機会を利用して外部機関との連携を進めた。このような取組を通じてダイバーシティ推進に資する先進の事例についての情報の提供及び収集を行い、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発した。 ・幹事機関として参画しているダイバーシティサポートオフィス(DSO：研究・教育機関21機関より構成されているダイバーシティ推進の取組に関して連携を行うコンソーシアム)の幹事会及び懇話会では、他機関の取組の情報を得るとともに、情報提供を行うことで、関連機関のダイバーシティの取組を前進させることができ、強い連携協力体制を保つことができた。 ・令和5年9月からは当機構のダイバーシティ推進担当理事がDSO会長に就任したことから、当機構が事務局担当となり、DSO懇話会や幹事会の企画運営、DSOニュースレターの作成及び発行などを行い、多角的に活動し、DSOのダイバーシティ推進の取組を前進させた。 ・高エネルギー加速器研究機構が主催した「理系女子キャンプ」へは、講師を派遣する等の開催協力をし、女子中高生の理系分野への進出を後押しした。 ・他機関主催の視覚障害者のウェブアクセシビリティに関するセミナー及びDEI(多様性 Diversity, 公平 Equity, 包摂 Inclusion)に関するセミナーを受講、参加報告をダイバーシティ推進室ウェブサイトに掲載・周知したことで、職員の意識啓発が進んだ。 (https://www.ffpri.affrc.go.jp/geneq/chishiki/outside_sympto_archives/sankahoukoku/2023/231114nims.html、https://www.ffpri.affrc.go.jp/geneq/chishiki/outside_sympto_archives/sankahoukoku/2023/230906riken.html) 推進室ウェブサイト(https://www.ffpri.affrc.go.jp/geneq/index.html)では、表示される文字サイズや色合いを選択できるよう視覚障害者に配慮したデザインにより情報発信をしたことで、視覚障害者へのウェブアクセシビリティを確保した。 2 勤務形態の状況 ・一般職については育児・介護等に限って在宅勤務を認めてきたが、全ての常勤職員に対して多様な働き方の選択肢拡大を実現するため、令和6年度から一般職についても必要があれば在宅勤務を申請できるよう在宅勤務規程の一部改正を進めた。 ・不妊治療と仕事の両立を実現するために、関連する休暇制度などをイントラネット及び研修会にて周知し、休暇を取得しやすい職場環境整備を推進した。	前進させた(評価指標1)。 職場内のアンケート等にウェブツールの活用を進め、多様な参加形態を実現した(評価指標1)。 セミナーや展示などのイベントを通して、ダイバーシティ推進の取組に関する周知が進み、職員の意識が著しく向上したことは顕著な成果である(評価指標1)。 地域社会・関係機関と連携し、ダイバーシティ推進に関わるイベントを開催するなど、多角的な活動を行うことで、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発した(評価指標1)。 視覚障害者の推進室ウェブサイトへのアクセシビリティの確保によって、職員のダイバーシティを推進した(評価指標1)。 一般職への在宅勤務拡大に向けて、在宅勤務規程の改正を進めた(評価指標2)。 不妊治療と仕事の両立を実現するため、育児休暇を取得しやすい職場環境整備を推進した(評価
--	--	---

	3 計画にない業務実績 - 日本語を母語としない者の受け入れに際する英語対応の必要性について、日本語を母語としない者本人への聞き取り調査を行い、英語対応の必要性を把握した。 - 外国人職員への対応が必要な日本人一般職員向けに、日本人－外国人職員コミュニケーションの改善を目的に、翻訳ソフトウェア及び翻訳機利用法に関する研修会を開催したことにより、一般職職員の業務改善が大きく進んだ。ダイバーシティ推進に関わる会議資料やウェブサイト及び職場施設の利用方法などのライフワークバランスに関わる書類の英語化を進めたうえ、外国人職員対応窓口を設置し、日英翻訳及び担当科課－外国人職員間のやり取りを支援したことで、外国人職員の働きやすさを大きく改善させた。 - 育児・介護のためのガイドブックを改訂し令和4年度に新規導入した出生時育児休業制度などを周知し、理解促進に努めた(研究開発業務)。 - 両立支援ガイドブックに、出生時育児休業等、掲載内容に改訂を加え周知を図った(水源林造成業務)。 - 令和3年度に行った「男女共同参画意識調査」では、ダイバーシティ推進を阻害している要因に“職場内のコミュニケーション不足”をあげる意見が多かったことから、職種や国籍等に関わらず職員間のコミュニケーションの場となる「つながりプロジェクト」集会を3回開催し、職種、性別、年齢、国籍を超えたコミュニケーションを促進させた。 「うけさんのリーフアート教室」では樹木の葉を使用したリーフアート制作を通して、一般職員、研究職員、常勤及び非常勤職員間の交流の機会を提供することができた。 「ダイバーシティ・コミュニケーション研修」は一般職職員と外国人職員間の英語でのコミュニケーションスキル向上に貢献した。 「FFPRI お下がりモquette」を森林総研コミュニティ内のつながり＆サステナブル社会推進を目的として開催し、育児経験者と育児中の職員の情報交換や交流を促した。 - 男女共同参画意識調査 2021 報告書を発行した。 - 不妊治療と仕事の両立に関して、以下の取組を行うことで職員の理解・関心を深めるとともに、休暇を取得しやすい職場環境の整備を推進し職員の意識醸成に努めた。 - 当機構理事長による「不妊治療と仕事の両立」に関するメッセージ発出により、不妊治療のための休暇を取得しやすい職場であることを宣言し、職員の意識醸成に貢献した。 - 不妊治療に係る制度内容や制度利用の申請方法などの説明を担当する、不妊治療と仕事との両立に関する両立支援担当者を設置した。 「不妊治療と仕事の両立」に関する講演会 「不妊治療と仕事の両立に関するシンポジウム」の動画視聴 - 不妊治療と仕事の両立に関わる制度等の説明 - ダイバーシティ推進室で運営する育児・介護のための研究支援制度に関して、研究支援利用希望調査票の書式を改善するなど要領の一部を改正し、制度利用に関する利便性を高めた。 - 在宅勤務時の一時預り保育施設利用申請を、ワークフローシステムから申請可能としたことにより、一時預り保育施設の利便性を高めた - 総務省主催の独立行政法人シンポジウムにおいて「森林機構のダイバーシティ推進に関する取組」について当機構理事長が講演した。事後アンケートでは独法全体の組織運営に生かせる取組として高い評価を得るとともに、当機構のプレゼンスを高めた。 「くるみんプラス」認定(「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業の認定制度)取得に向け認定基準達成に努め、認定基準4つの内3基準を達成し、「くるみんプラス」認定の取得に向けて大きく前進した。 - 仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に企業が取り組んでいることを示すシンボルマーク(トモニン)を	指標2)。 計画にない業務実績として、会議資料やウェブサイト、職場施設利用方法などの文書の英語化を進めた。外国人職員対応窓口を設置し、担当科課－外国人職員間のやり取りを支援した。これらの取組の結果、日本語を母語としない者の情報へのアクセシビリティが格段に高まり、働きやすさが大きく改善した(評価指標1)。 翻訳ソフトウェア及び翻訳機利用法に関する研修を開催し、日本人－外国人職員コミュニケーションが改善され、一般職職員の業務改善が大きく進んだ(評価指標2)。 育児・介護のためのガイドブック及び両立支援ガイドブックを改訂し休暇制度などを周知し、理解促進に努めた(評価指標1)。 つながりプロジェクトでは職種等を越えたコミュニケーションを活発化させた(評価指標1)。 男女共同参画意識調査報告書を発行した。 当機構理事長による「不妊治療と仕事の両立」に関するメッセージ発出や不妊治療と仕事との両立に関する両立支援担当者の設置など、不妊治療と仕事の両立に向けた取組を推進し、職員の意識醸成に努めた(評価指標1)。 育児介護のための研究支援制度要領を一部改正及び一時預り保育施設利用申請のワークフローシステムにより、利用利便性を高めたことは顕著な成果である(評価指標1)。 独立行政法人シンポジウムにて当機構理事長が講演を行い、参加者から高い評価を得た(評価指標1)。 「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業の認定制度である「くるみんプラス」認定取得に向けて、認定基準達成に務めた(評価指標1)。 仕事と介護の両立支援を推進する企業のシン
--	---	--

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

	取得し周知することで、職員の意識醸成を推進した。	ボルである「トモニン」マークを取得し、職員の意識醸成を推進したことは顕著な成果である(評価指標1)。 以上、複数のセミナー開催や「トモニン」取得による職員の意識醸成、独立行政法人シンポジウム講演に対する高評価の点を勘案し、第4-5に係る自己評価は「A」とする。 <課題と対応> 引き続き、ダイバーシティ推進に関する職員の意識向上に向けて取り組む必要がある。
主務大臣による評価		評価 A
<評定に至った理由> 機構役職員に対するセミナーの録画配信やイベント等の開催、計画外の取組として「男女共同参画意識調査報告書」の発行や機構理事長による「不妊治療と仕事の両立」に関するメッセージの発出、両立支援担当者の設置などにより、男女共同参画を推進するとともにダイバーシティを尊重しあう職員の意識の醸成を促進(受講者アンケート:意識の改善有89%)した。加えて、仕事と介護の両立支援を推進する企業のシンボルマーク(トモニン)を取得し周知を行った。 一般職への在宅勤務拡大に向けて在宅勤務規程の改正を進めたほか、計画外の取組として職場施設利用方法等の文書の英語化を進め外国人職員対応窓口を設置する等外国人職員の職場環境を向上させた。 これらは、男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているかという評価の視点において顕著な成果であると認められることから「A」評定とした。		
4. その他参考情報		
特になし。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-6	第4 その他業務運営に関する重要事項 6 情報公開の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231、2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報)
該当なし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標		中長期計画		
公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。 また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。		独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。		
主な評価軸（評価の視点）、指標等				
評価の視点		評価指標		
・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか。 ・森林保険業務に関する情報公開において、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているか。		1 情報公開対応状況 2 情報公開における個人情報保護等の研修実施状況 3 民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。		
年度計画		法人の業務実績等・自己評価 業務実績		自己評価
第 4 その他業務運営に関する重要事項 6 情報公開の推進 独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。 また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。	＜主要な業務実績＞ （評価指標） 1 情報公開対応状況 情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載した。 令和 5 年度は、情報公開制度による開示請求は 0 件だった。 また、法令に基づく公開情報については、情報の更新に合わせて適時にウェブサイトに掲載した。 2 情報公開における個人情報保護等の研修実施状況 総務省が主催する情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修会に 64 名、独立行政法人国立公文書館が主催する公文書管理に関する研修会に 73 名を参加させ、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行える体制を整えた。その他関係諸会議に担当者を出席させた。 3 民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。 独立行政法人通則法等に基づき、森林保険運営に係る情報を幅広くウェブサイトで公表した。法律等に基づくもの以外についても経営の透明性を確保するため、ソルベンシー・マージン比率や森林保険審査第三者委員会の概要についてウェブサイトで公表した。 （ソルベンシー・マージン比率：https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/g/sorubenshi.html） （森林保険審査第三者委員会の概要：https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/g/koukaijiouhou.html）		自己評価 評定 B ＜評定と根拠＞ 法令に基づく情報公開については、法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載し、当初計画に記載したとおり適切に実施した（評価指標 1）。 情報公開における個人情報保護等の研修については、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会等に参加し、当初計画に記載したとおり着実に実施した（評価指標 2）。 森林保険業務に関する情報の公開については、当初計画に記載したとおり着実に実施した（評価指標 3）。	

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

		以上を総合的に勘案し、第4-6に係る自己評価は「B」とする。 <課題と対応> 引き続き、適切に情報公開を推進する。		
主務大臣による評価		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B
評価	B			
<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。				
4. その他参考情報				
特になし。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-7	第4 その他業務運営に関する重要事項 7 情報セキュリティ対策の強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231、2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
自己点検実施 [回]	—	3	3	3	3			
インシデント対応訓練実施 [回]	—	3	3	3	3			
評価指標3に係るもの								
情報セキュリティ研修 [回]	—	4	4	4	4			

※1 前中長期目標期間の最終年度値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標		中長期計画	
政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。		政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、情報セキュリティ対策を強化する。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる検討に基づき、情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。	
主な評価軸（評価の視点）、指標等			
評価の視点		評価指標	
・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。 ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか。 ・個人情報の保護を適切に行っているか。		1 情報セキュリティ取組状況 2 不正アクセスへの対応状況 3 職員研修の実施状況	
年度計画		法人の業務実績等・自己評価	
		業務実績	自己評価
		＜主要な業務実績＞	評価 B
第4 その他業務運営に関する重要事項 7 情報セキュリティ対策の強化 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。		（評価指標） 1 情報セキュリティ取組状況 当機構の情報セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策推進計画等に基づき、各業務や各情報システムの特性に応じて、以下の取組や対策を実施した。 ・各種情報システムの更新・改修の計画検討時に、情報セキュリティの観点からの助言を行った。 ・研究開発業務においては、令和5年2月に発生したメールアドレスの誤入力に起因した情報流出について、情報流出した該当者への電話・メールによる謝罪及び研究所ウェブページにおける経緯説明の掲載とともに、役職員に対してメール誤送信対策の徹底を図った。また、当該事案の発生を受け、全体統制・管理部門の強化及び遅滞のない連絡体制の構築を図るため、新たに最高情報セキュリティ責任者の補佐として総括審議役を統括情報セキュリティ責任者とした。	＜評定と根拠＞ 情報セキュリティ取組状況については、令和5年2月に研究開発業務において発生した情報セキュリティ事案の発生を教訓とし、研究開発業務における平時からの管理徹底を目的とした組織体制の強化を図るとともに、水源林造成業務及び森林保険業務における再発防止を目的としたメールシステムの誤送信対策の強化を図るなどの横展開も行い、組織全体の情報セキュリティの強化を確実に実施した（評価指標1）。

情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じつつ、情報通信技術の高度化対応、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力と組織的対応能力の強化に取り組む。

情報セキュリティ対策の実施状況を把握しつつ、PDCA サイクルによる検討と改善、個人情報の保護を推進する。

- ・また、研究開発業務における情報流出事案を踏まえた組織内の横展開として、水源林造成業務及び森林保険業務においても、再発防止の徹底を図るため、誤送信先になる可能性があるメールアドレスへの送信を遮断する設定をメールシステムに新たに追加するとともに、情報セキュリティ教育研修においてメール誤送信の発生原因や注意事項等を周知した。
- ・水源林造成業務においては、情報セキュリティ対策の強化を図るため、ウェブ閲覧用ソフトウェアの脆弱性情報の職員への周知によるアップデートの徹底及びセキュリティ意識の向上、迷惑メール送信元の定期的な監視等を実施した。
- ・森林保険業務においては、保有する情報の管理を徹底するため、執務室等の模様替えに伴い、執務区域ごとの情報セキュリティレベル及び安全管理対策を見直し、情報セキュリティ対策の強化を図った。

- ・情報セキュリティ監査実施計画に基づき、機構内監査実施者による監査を実施した。

このほか、情報セキュリティ担当職員を内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)主催の実践型CSIRT 訓練に参加させ、資質の向上及び対応力の強化を図るとともに、その結果を機構内で共有することによりインシデント対応手順の意識共有を図った。

2 不正アクセスへの対応状況

各情報端末のセキュリティ確保や不正アクセス対策に対応するため、以下の取組を実施した。

- ・研究開発業務においては、ウェブ閲覧における不正アクセスの防止を強化するため、ウイルス対策ソフトによる不審サイトへのアクセス抑止機能を強化した。また、職員からの不審メール報告を受け付け、適切な対処の指示と所内への注意喚起を継続的に行った。
- ・水源林造成業務においては、近年高度化する公開ウェブサイトに対するサイバー攻撃に対応するため、公開ウェブサイトにおいて、内容の改ざん・複数の場所からの一斉攻撃への対策及びウェブページ表示用ソフトウェアに対する保護機能を備えた新たなシステムに移行した。
- ・森林保険業務においては、不正アクセスの防止を強化するため、職員各自による OS 等のソフトウェアの適時更新、アカウント情報の適切な利用及び管理の徹底を図った。

3 職員研修の実施状況

サイバー攻撃に対する防御力等の強化のため、役職員等を対象とした情報セキュリティに係る教育研修及び対策に関する自己点検、インシデント対応訓練を実施した。

それら研修受講や訓練への参加状況の把握、役職員等の理解度の確認・点検、知識習得補助等のため、e ラーニングシステムを活用した。

また、グループウェアを活用した職員へのメール誤送信対策に係る周知に加え、研究開発業務においては偽セキュリティ警告体験サイトの情報共有、水源林造成業務及び森林保険業務においては個人情報保護対策や生成 AI を用いた検索サービスの利用等、最近の動向を踏まえた情報セキュリティ対策について注意喚起することにより、職員の意識向上を促進した。

情報セキュリティ教育研修と対策の自己点検

- ・研究開発業務：教育研修を6月と11月に実施。自己点検を11月に実施。
- ・水源林造成業務：8月に教育研修と自己点検とを併せて実施。
- ・森林保険業務：教育研修を9～10月に実施。自己点検を1月に実施。

情報セキュリティインシデント対応訓練

- ・研究開発業務：事業所ごとに役職員等を対象とした訓練を10月～2月に実施。
- ・水源林造成業務：CSIRT 職員を対象に10月に実施。
- ・森林保険業務：全職員を対象に11月に実施。
- ・水源林造成業務及び森林保険業務：役職員に対し標的型メール攻撃対応訓練を実施。

不正アクセスへの対応状況については、研究開発業務におけるウェブ閲覧での対策を目的とした不審サイトへのアクセス対策の強化、水源林造成業務における公開ウェブサイトに対するサイバー攻撃の対策強化を目的とした新たなシステムの導入、森林保険業務における不正アクセスへの対策強化を目的としたアカウント情報の管理徹底を、それぞれ実施した(評価指標2)。

サイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化を図るため、役職員等に対する情報セキュリティに係る教育研修等を実施し、特にメール誤送信対策に係る周知等、再発防止に重点を置いた教育を行った。また、最近の動向を踏まえた情報共有及び注意喚起により、個人情報の管理・保護等に関する職員の意識向上を促進した(評価指標3)。

	このほか、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の CSIRT 職員を、内閣サイバーセキュリティセンター、国立研究開発法人情報通信研究機構が主催したウェブ形式の研修に参加させた。 4 計画にない業務実績 研究開発業務における情報管理体制強化のため、令和6年度から研究情報科長補佐を新設し、情報管理及びセキュリティの2部門をチーム制に移行してスタッフを充実させることとし、必要な組織改正手続きを進めるとともに、専門知識を有する技術者を外部から新規採用することとした。 また、研究開発業務において、令和8年2月の農林水産研究情報総合センターによるメールシステム提供終了に対し、情報セキュリティ対策を徹底し、役職員への周知期間を確保するため、新たなメールシステム導入に向けた検討を開始した。	計画にない業務実績として、研究開発業務における令和4年度のセキュリティ事案を踏まえた情報管理及びセキュリティ部門の強化のための組織改正手続きを進めるとともに、専門知識を有する技術者の採用を決定した。 以上を総合的に勘案し、第4-7に係る自己評価は「B」とする。 ＜課題と対応＞ 在宅勤務、オンライン会議の増加など、業務形態の変化に伴い、各種情報システムは欠かせない基盤となっており、その利便性をさらに向上させる必要が高まる一方で、情報セキュリティ確保は更に重要性を増している。 日々追加される新たなサービスの特質を見極めて業務への活用を検討することはもとより、既存の情報環境との親和性や相互影響に注意しながら、メリットを取り込めるよう情報の収集と導入時の構成・運用を想定した検討を行い、情報セキュリティ・ポリシーや各種関係規程についても、適時適切な見直しに取り組む。 また、個々の対策については、その効果や実施状況を把握し、PDCA サイクルを踏まえて、情報セキュリティ対策内容の改善に努める。 特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底についても、継続して取り組む。	
主務大臣による評価		評価	B
＜評価に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。			
4. その他参考情報			
特になし。			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-8	第4 その他業務運営に関する重要事項 8 環境対策・安全管理の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-⑪、⑨ 行政事業レビューシート事業番号：2023-農水-22-0231、2023-農水-22-0264、2023-農水-22-0252

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標 (平成25年度比)	基準値 (※1)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
評価指標1に係るもの								
CO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	9,127	11,524	9,345	8,388	8,004			
調整済み排出量 [t-CO ₂]	8,886	11,220	9,400	8,391	7,885			
削減率 [%]	20.8	—	18.9	27.2	30.5			
総エネルギー使用量 [GJ]	206,852	229,835	191,900	178,054	152,488			
削減率 [%]	10	—	16.5	22.5	33.7			
上水使用量 [m ³]	115,365	128,183	69,467	61,899	64,709			
削減率 [%]	10	—	45.8	51.7	49.5			
評価指標2に係るもの								
労働災害発件数「件」	—	—	28	29	14			

※1 政府の方針に従い平成25年度の数値を基準値とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中長期目標		中長期計画		
森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。 水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。		森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組むとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う健康や環境への影響に十分な配慮を行う。 教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。 水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。		
主な評価軸（評価の視点）、指標等				
評価の視点		評価指標		
・研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理しているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。 ・環境目標及び実施計画を作成し、取組が行われているか。 ・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。 ・水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。		1 環境負荷低減のための取組状況 2 事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況 3 事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況		
年度計画		法人の業務実績等・自己評価		
		業務実績		自己評価
第4 その他業務運営に関する重要事項 8 環境対策・安全管理の推進 森林研究・整備機構環境配慮	<主要な業務実績>		評定	B
	(評価指標)		<評定と根拠>	
	1 環境負荷低減のための取組状況			

様式2-1-4-2 国立研究開発法人

年度評価 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組む。

環境対策については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)」「森林研究・整備機構環境配慮基本方針」「森林研究・整備機構環境目標及び実施計画」等に基づき、省エネルギー対策を推進した。

省エネルギー・省資源・廃棄物対策の推進のため、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮年度目標(数値目標)を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等において、電気使用量については各日、それ以外については定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行った。その結果CO₂排出量は、環境目標及び実施計画による平成25年度比で20.8%の削減目標に対して、実排出量は30.5%の削減、総エネルギー使用量は平成25年度比で10%の削減目標に対して33.7%の削減、上水使用量についても平成25年度比で10%の削減目標に対して49.5%の削減となり、目標を超える結果となった。

光熱費単価が大幅に高騰する中、機構内の電気・ガスの使用量の大半を占める森林総合研究所においては、前年度に引き続き、職員の健康管理に配慮しつつ、冷暖房設備の稼働時間の短縮、空調用排風機の間欠運転、エネルギーセンター熱源設備の部分停止等を実施した。また、新たに、一部季節の機械換気停止、一部季節のボイラーの設定温度見直し、発電機稼働による電気使用量のピークカット対応、高消費電力やフロン使用冷凍庫等の廃止・集約化等の省エネルギー対策を講じた。省エネルギーの推進に努めた結果、電気使用量を前年度比11.5%削減することができた(ガス使用量については電力ピークカット対策を目的とするガスを用いた自家発電の実施に伴い0.6%増加)。

排風機等大電力使用設備について、周波数制御により必要最小限の電力使用に抑えるためのインバーター装置の設置を発注した。

物品調達に当たっては、グリーン購入法適合商品など環境物品の積極的な調達を行った。

森林総合研究所をはじめ出先機関の事業用車の稼働状況を調査し、新たに、稼働率の低い車両を廃止した。実験で出た木製廃材及び風倒木等をチップ化し、構内に撒布、たい肥化したことで、燃焼処分に比べ温室効果ガスの排出を削減した。

研究開発業務における化学物質の管理については、化学物質管理システムによる一元管理を行った。このことについては、教育訓練などによって役職員に周知し、化学物質の適切な管理を推進した。

生物材料等の管理については、遺伝子組換え生物等や動物を扱う実験を行う場合は、外部委員を含む遺伝子組換え実験安全委員会、動物実験委員会において審議を経て、承認を得なければならないという原則を堅持し、実験に携わる職員全員に教育訓練を受講させるなど適正な管理に努めた。

令和4年度の環境対策について、「環境報告書2023」を取りまとめてウェブサイトへ公表した。
https://www.ffpri.affrc.go.jp/kankyau/environmental_report_2023/2023.html

森林研究・整備機構環境配慮基本方針、環境目標及び実施計画に沿って環境負荷の低減に取り組み、省エネルギー対策を推進した(評価指標1)。

省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標(数値目標)を設定し、職員啓発と削減努力の結果、CO₂排出量、総エネルギー使用量、上水使用量のいずれも削減目標を達成した(評価指標1)。

環境物品の積極的な調達により環境負荷軽減に貢献した(評価指標1)。

新たに稼働率の低い事業用車の廃止、木製廃材のチップ化等により、温室効果ガス排出の削減に貢献した(評価指標1)。

化学物質管理システムによる一元的な管理や手引の改正等及び教育訓練を行うことにより、化学物質の適正な管理を推進した(評価指標1)。

環境報告書2023を取りまとめて公表したことにより、環境配慮等に関する国民の理解を深めることに貢献した(評価指標1)。

化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を随時行うとともに、化学物質管理システムによる化学物質の一元的な管理を推進する。

これらの取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成し公表する。

安全衛生管理の年度計画を策定し、教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。

2 事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況

労働安全衛生の確保

令和5年12月1日から新たに、アルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認が完全義務化されたことを受け、従来からの事業用車の運転時における酒気帯び確認方法に、アルコール検知器での確認を加えた検査体制を構築した。また、警察署から講師を招いて交通安全講習を実施した。これらにより酒気帯び運転及び交通事故の防止を図った。

各業務とともに、令和5年度安全衛生管理計画に基づき、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員の安全及び衛生に関する事項について検討し、対応策を講ずるなど、計画に基づき実行した。

蜂災害対策として、新規採用者等に蜂アレルギー検査を実施し、必要な職員に自動注射器を処方した。

道路交通法の改正を踏まえ、従来からの運転者の酒気帯び確認の方法に加えてアルコール検知器での確認により、事故の未然防止をさらに徹底した。(評価指標2)。

令和5年度安全衛生管理計画等に基づき、安全衛生委員会を毎月開催し、職員の安全及び衛生に関する事項について検討するとともに、対応策を講じたほか様々な取組を行った結果、前年度に比べ労働

災害発生等緊急時における職員等の安否確認を迅速かつ確実に把握するため、安否確認システムによる訓練を実施した。

【研究開発業務】

7月の安全週間には、各職場における職場点検を実施し、安全衛生委員会委員による職場巡視を行い問題箇所があれば指摘し、是正を促した。なお、指摘事項は会議で報告を行い職員に周知した。また、外部講師による労働災害防止の講演会を開催し、eラーニングにて理解度テストを行った。

過去の労働災害発生原因や予防策等を明確にすることによって労働災害の防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新し、所内向けのイントラネットに常時掲載することで職員へ注意喚起を図った。

労働災害発生時には、職員災害発生速報により全職員に注意喚起を行うとともに、危険性の高い災害や病気に関する情報についてもイントラネットを使用して情報提供した。

ダニの発生が増える6月に予防方法等の周知を行うなど、過去の労働災害発生状況や傾向をもとに集中的に減災意識を高めるための周知喚起を行った。労働災害発生件数を前年度の13件から8件に抑えられた。

自動車での通勤時における右直事故が発生したことから、発生原因や予防策等を明確にし、会議やイントラネットを利用して職員へ注意喚起を行った。

事業用車の日々の運行前後の点検に加え、毎月1回全研究領域参加による「月次点検・洗車デー」を設定し、運転業務における安全意識の高揚を図った。

一般入構客の多い出先機関の研究フィールドについては、職員による巡視点検を強化するとともに、老齢木・枯損木等、特に危険なエリアを特定して伐採等を行い、職員のみならず、一般入構客や敷地周辺関係者への危険を未然に回避した。

狩猟期間における入林中の事故を防止するため、「入林作業中発砲注意」等の標示物を林道の入口や作業箇所付近に掲示するとともに、蛍光色のベストやオレンジ色のヘルメットカバーを身に付けるよう職員に周知した。また、イノシシの目撃や敷地内の掘り起こし等が見られる林木育種センターでは、職員が「わな猟」の狩猟免許を取得するとともに、地元自治体の協力のもと捕獲用の「箱わな・くくりわな」を設置した。

【水源林造成業務等】

年2回(6月、11月)各整備局を加えた拡大安全衛生委員会を開催し、今年度発生した労働災害の発生状況を整理し再発防止策について意見交換を行い、労働安全に係る情報の共有を図った。

現場業務においては、職員の労働災害の未然防止に向けて、「現場出張時の労働安全対策の手引き」を改訂し、安全管理・指導の徹底に努めた。

有害生物等(ハチ、マダニ、ヒル、クマ)への対策として忌避剤及び応急器具等を現場事務所に配布した。

労働安全衛生に関する各種規程、災害防止や被災後の対応等に有用な資料等を1冊に編さんし各事務所に備え付けている「労働安全対策の実務必携」について、連絡網等の資料の更新を促し、職員の安全への意識を高めた。

【森林保険業務】

交通安全DVD教材を使用した交通安全教育等(7月)及び職場点検等を実施したほか、「森林保険センター現場業務等の出張時の安全対策要領」に基づく「出張時の連絡体制の確保」、「現場作業の留意事項」及び新たに作成した「安全作業チェックリスト」を活用し安全管理の徹底に努め、職員の安全意識の向上及び安全活動の活性化を図った。

健康の確保

【研究開発業務】

メンタルヘルス対策として、カウンセリングルームを毎月1回(奇数月においては2回)開設、また電話やウェブを使用したリモートによるメンタル対策も実施するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対処に資するため、産業医による健康相談を随時開催した。

職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、「心の健康づくり計画」に基づき、10月の

災害を大幅に減少させた(評価指標2)。

産業医による健康相談、外部講師によるメンタルヘルス研修を行うなど職員のメンタルヘルス対策に取り組むことにより、知識向上を図り、ストレスチェックの回答率についても上昇させた(評価指標

水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。	労働衛生週間時に外部講師によるメンタルヘルス講演会を開催し、e ラーニングにて理解度テストを行った。ストレスチェックについても、昨年度同様 10 月に実施(回答率 95.3%、前年度は 94.3%)し、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。 【水源林造成業務等】 職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対し適切に対処するため、産業医による健康相談室を毎月 1 回開設した。 職員を中央労働災害防止協会及び各地の産業保健総合支援センターが主催するメンタルヘルスに関する研修会等に参加させ、メンタルヘルス対策について知識の向上を図るとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう周知した。 ストレスチェックを 10 月に実施し(回答率 100%)、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。 【森林保険業務】 職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対し適切に対処するため、健康相談室を毎月 1 回開設した。外部講師によるメンタルヘルス研修を 6 月に行い、メンタルヘルス対策について知識の向上を図った。ストレスチェックを 10 月に実施し(回答率 100%)、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。 「全国安全週間」及び「全国労働衛生週間」の期間中のポスター掲示や 4 S(整理、整頓、清掃、清潔)活動チェックシートによる自己点検等を通じて、労働安全衛生の意識向上を図った。 3 事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況 水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生の確保に当たり、各整備局及び各水源林整備事務所は、開催する会議等において労働安全衛生に関する指導を行うとともに、安全パトロールを実施した。 労働安全衛生指導の強化を図るため、造林者等に基本事項遵守の周知徹底について指導を行うとともに、すべての事業において造林者が行う労働安全衛生管理体制等を確認・指導した。(休業 4 日以上の労働災害の発生状況: 28 件)	2)。 事業者等への技術指導の一環として、労働安全衛生に関する指導を実施したことにより、水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生を確保した(評価指標 3)。 以上を総合的に勘案し、第 4 - 8 に係る自己評価は「B」とする。 <課題と対応> 環境対策については引き続き、環境配慮基本方針、環境目標及び実施計画に基づき取り組む必要がある。 労働安全衛生の推進については、引き続き安全衛生管理計画に基づき労働災害の発生防止に努める。
主務大臣による評価	評価	B
<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。		
4. その他参考情報 特になし。		